

2023年4月版

無告知コース

目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ

ご契約のしおり・約款

指定通貨建特別終身保険



ニッセイ・ウェルス生命

ご契約のしおり・約 款

指定通貨建特別終身保険

目次

ご契約のしおり

■主な保険用語のご説明（50音順）	1
■お願いとお知らせ	3
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について	3
●生命保険募集人	3
●申込書記入上のご注意	3
●当社の組織形態	3
●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等を行うことを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	3
●個人情報のお取扱い	3
●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	4
●「生命保険契約者保護機構」について	5
●金融商品取引法における投資家区分について	7
●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い	8
■ご契約にあたってぜひご確認ください事項	9
●告知について	9
●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について	9
●保険証券のご確認	10
●一時払保険料のお払込みと領収証	10
●ご契約の責任開始期	10
●適用する為替レート	11
●ご契約にかかる諸費用	12
●元本欠損が生じる場合	13
●為替リスク	13
■指定通貨建特別終身保険の特徴としくみ	14
●この保険の特徴	14
●第1保険期間について	16
●積立利率について	16
●基準金利	17
●保険金について	18
●保険金等をお支払いできない場合について	22
■付加できる特約について	25
●保険料円入金特約	25
●円支払特約Ⅱ	25
●初期死亡時円保証特約	25
●年金移行特約	26
●年金支払特約	29
●円建終身保険移行特約Ⅱ	30
●目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ	34
●保険契約者代理特約	35
●指定代理請求特約	37
■ご契約後について	39
●各種変更・請求手続きについて	39
●カスタマーサービスセンターについて	39

●保険金のお支払期限について	40
●解約について	40
●基本保険金額の減額	44
●被保険者によるご契約者への解約請求について	45
●差押債権者、破産管財人等による解約について	45
●管轄裁判所	45
●時効	45
■生命保険料控除と税金について	46

約 款

●指定通貨建特別終身保険普通保険約款	49
●保険料円入金特約	65
●円支払特約Ⅱ	66
●初期死亡時円保証特約	71
●年金移行特約	74
●年金支払特約	88
●円建終身保険移行特約Ⅱ	97
●目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ	110
●保険契約者代理特約	123
●指定代理請求特約	128
●情報端末による保険契約の申込等に関する特約	132

ご契約のしおり

指定通貨建特別終身保険

■主な保険用語のご説明(50音順)

あ行

▼一時払保険料相当額

ご契約の申込時にお申込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立したときには一時払保険料に充当します。

か行

▼解除

ご契約後、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下「当社」といいます）がご契約の効力を消滅させることをいいます。

▼解約

ご契約者がご契約の効力を消滅させ、払戻金をご請求いただくことをいいます。

▼解約払戻金

ご契約が解約されたときなどにご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

▼基準金額

認知症・介護保障特則が付加された場合に、第1保険期間において死亡保険金および介護保険金を支払う際に基準となる金額をいい、契約締結の際は一時払保険料相当額とします。「基準金額」は、当社の定めるところにより「介護保険金部分の基準金額」「介護保険金部分以外の部分の基準金額」の2つに分けられます。

▼基準金利

当社所定の残存期間の指定通貨に応じた国債の複利利回りを当社の定める方法により計算した平均値をいい、積立利率の設定および市場価格調整の計算に用います。

▼基本保険金額

死亡保険金を支払う場合に基準となる金額として、ご契約締結の際に当社の定める範囲内でご契約者のお申出によって定めた金額または一時払保険料および契約日における積立利率に基づき当社の定める方法により計算された金額をいいます。ただし、ご契約締結後に金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

▼契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年のご契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位の契約応当日といったときは、各月のご契約日に対応する日のことをいいます。

▼契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。

▼契約初期費用

ご契約締結等にかかる費用のことをいい、一時払保険料から控除します。

▼契約年齢

ご契約日における被保険者の満年齢です。
(例) 62歳 11月 29日の方は62歳になります。

▼契約日

ご契約年齢や保険期間等の計算の基準日のことをいい、責任開始日を契約日とします。

さ行

▼市場価格調整

解約払戻金のお支払い等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法のことをいいます。

▼指定通貨

ご契約に適用される通貨のことをいい、ご契約時に、日本国通貨（以下「円」といいます）・アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます）・オーストラリア通貨（以下「豪ドル」といいます）より指定します。

▼主契約

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容のことをいいます。

▼情報端末を利用したお申込み

携帯端末等の情報処理機器を利用したご契約のお申込みのことをいいます。「情報端末による保険契約の申込等に関する特約」を付加することで、情報端末を利用したお申込みができます。

▼責任開始期（日）

お申込みされたご契約の保障が開始される時期のことをいい、その責任開始期の属する日を責任開始（の）日といたしません。

た行

▼積立金額

積立金額は、積立金（一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの）につき、契約時に適用される積立利率によって計算された金額から、死亡保障に必要な費用などの保険契約関係費を控除した金額です。

▼積立利率

積立利率とは、積立金に適用される利率（指標金利を基礎に計算される基準金利に所定の率を増減させた範囲内で当社が定めた率から保険契約関係費率を差し引いて計算される利率）をいい、保険金額や積立金額の計算に用います。

▼特則

主契約（または特約）の保障内容をさらに充実させるため、あるいは主契約（または特約）と異なる特別なお約束をする目的で主契約（または特約）の中で設定する規定のことをいいます。

▼特約

主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

は行**▼被保険者**

生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。

▼保険期間

ご契約日からご契約が消滅する日までのことをいいます。このうち、第1保険期間とはご契約日から起算してご契約者が契約締結時に当社の定める取扱範囲内で設定した期間、第2保険期間とは第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間をいいます。

▼保険金

被保険者が亡くなられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。

▼保険金受取人

保険金を受取る人のことをいいます。死亡保険金を受取る人を死亡保険金受取人といいます。

▼保険証券

ご契約の基本保険金額等のご契約内容を記載したものをいいます。

▼保険年度

ご契約日から起算して、満1ヵ年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度といいます。

や行**▼約款**

ご契約についてのとりきめを記載したものをいいます。

■お願いとお知らせ

●保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

●生命保険募集人

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

●申込書記入上のご注意

申込書は、契約内容を明らかにする重要な書類です。内容を十分ご確認ください。ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。

※情報端末を利用したお申込みの場合は、情報端末のお手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。

●当社の組織形態

- 保険会社の会社組織形態には相互会社と株式会社があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

ご契約中の保険契約を解約・減額するときには、ご契約者にとって不利益となる場合があります。

- 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後、短時間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約、減額された場合は、一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- ご契約中の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。
- 現在ご契約中の保険契約のままであれば、保険金等をお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺した場合等、保険金等をお支払いできない場合があります。

●個人情報のお取扱い

●個人情報の利用目的

当社はお客さまの個人情報を次の目的のために利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

※当社は機微（センシティブ）情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場

合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持致します。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

●機微（センシティブ）情報

当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微（センシティブ）情報は既に取得しているものも含まれます。

なお、機微（センシティブ）情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

●個人情報の提供について

当社は業務上必要な範囲において個人情報を第三者提供することがあります。

- ①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払いに際して、医療機関や契約確認会社へ業務上必要な照会を行う場合
- ②お申込みいただいた保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合
再保険会社（外国にある再保険会社を含む）における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する可能性があります。
- ③各種保険契約の保険金・給付金等のお支払いに際して、金融機関等に提供する場合
- ④ご契約をお引受けできない場合、ご契約時あるいはご請求時の被保険者の健康状態により保険金・給付金等をお支払いできない場合、およびご継続いただけない場合等において、その旨をご契約者、被保険者、受取人等に通知する場合

当社は、上記の他、ご契約者等当該個人情報のご提供者の同意がある場合および法令で情報の開示（第三者提供）が許容されている場合には個人情報を第三者に提供することがあります。なお、当社は業務上必要な範囲においてお客さまの同意を得ることなく、嘱託医、面接士、生命保険募集代理店、収納代行会社等委託先へ個人情報を提供することがあります。

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める場合を除き、第三者に提供することはありません。

●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

●「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係

る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
 - ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページをご確認ください。

（<https://www.nw-life.co.jp/privacypolicy/payments.html>）

● 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図

り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際に資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

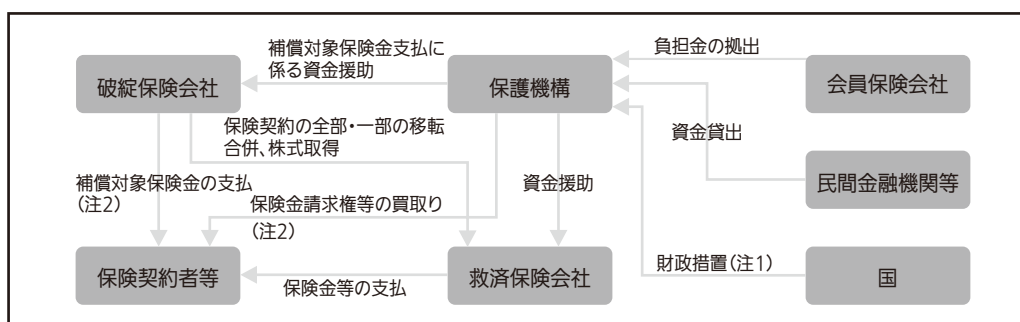
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

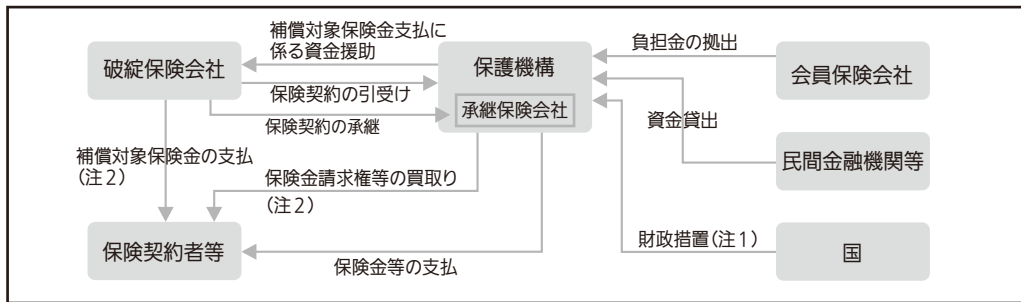
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

●金融商品取引法における投資家区分について

●金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、「特定投資家」のお客さまは当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてお取扱いするようお願いすることができます。
- お手続き方法や特定投資家制度の詳細の説明を希望される場合は当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。

<ご注意>

お客さまを「特定投資家」としてお取扱いする際は、次に掲げる法令規定が適用されません。

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第45条各号に掲げる次の規定
 - 広告等の規制
 - 適合性原則に基づく保険募集
 - 契約締結前の書面の交付、契約締結時等の書面の交付
- 金融商品販売法第3条第1項の規定（重要事項説明義務）およびこれに係る同法の損害賠償責任にかかる規定

ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」としてのお取扱いと「一般投資家」としてのお取扱いとで、保険契約のお申込みのお手続き等に相違はございません。「特定投資家」に対しても「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

●「一般投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の3および4の規定により、「一般投資家」のお客さまは、当社に対して「特定投資家」としてお取扱いするようお願いすることができます。ご希望の場合は、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当

社よりご案内させていただきます。ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

【ご参考—特定投資家制度】

以下の特定投資家制度の詳細については、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

特定投資家		一般投資家	
一般投資家への移行不可	一般投資家への移行可能 (※1)	特定投資家への移行可能	特定投資家への移行不可
<ul style="list-style-type: none"> • 国 • 日本銀行 • 適格機関投資家 	<ul style="list-style-type: none"> • 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 • 資本金5億円以上と見込まれる株式会社 • その他「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第23条に掲げる者 	<ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体 • 特定投資家に該当しない法人 • 個人 (以下の要件を全て充足(※2)) <承諾日において> ①純資産額3億円以上の見込み ②投資性のある金融資産3億円以上の見込み ③最初の特定保険契約締結から1年以上経過など	<ul style="list-style-type: none"> • 左記に該当しない個人

※1 金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する特定投資家

※2 個人のお客さまにつきましては、上に掲げる移行要件にすべて該当していることに加え、お客さま保護の観点から、お客さまにお客さまの知識や投資経験などについてご質問をさせて頂き、お客さまからの移行のお申出をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

※特定投資家制度の詳細につきましては、当社ホームページでもご確認ください。

ホームページアドレス www.nw-life.co.jp

●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約の締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っております。

これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

なお、確認させていただきました本人特定事項等が変更となりました場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■ご契約にあたってぜひご確認ください事項

●告知について

この保険のご契約締結の際は、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）により保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。
- お申込みの撤回等は、書面（郵送）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る書面を発信した時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により当社の本店（カスタマーサービスセンター）宛に発信してください。

電磁的記録（電子メール）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る電子メールが当社に到達した時に効力を生じますので、次のメールアドレス宛に送信してください。

co@nw-life.co.jp

これらの場合、書面または電子メールには、ご契約者・被保険者の氏名、申込番号または証券番号、一時払保険料、取扱代理店名、振込口座、申出日、ご契約者の住所、電話番号をご記入いただき、ご署名（書面による場合のみ）のうえ、保険契約のお申込みの撤回等をする旨を明記してください。

【書面送付先】

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

カスタマーサービスセンター宛

【電子メール送付先】

co@nw-life.co.jp

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等に対し、お申込みいただいた金額を全額お返しいたします（外国通貨で保険料をご入金いただいた場合、同額のご入金いただいた通貨にてお返しします）。
- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求いたしません。
- 次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。
 - ① 申込者等が、営業もしくは事業のために、または営業もしくは事業として締結する保険契約としてお申込みをした場合
 - ② 当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約である場合
 - ③ 既に締結されている保険契約の内容の変更に係るものである場合
- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に保険金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- お申込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

<ご注意>

- 保険契約のお申込みの撤回等は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内（書面による場合は消印有効、電子メールによる場合は当社必着）に書面または電子メールにて、お申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。

書面または電子メールによるお申出が必要となります。
募集代理店の本支店では受け付けることはできません。

ご記入いただく事項

- ①申込撤回の旨の文言
- ②保険契約者様の氏名
- ③被保険者様の氏名
- ④申込番号または証券番号
- ⑤一時払保険料(お払込みの際の通貨)
- ⑥取扱代理店名
- ⑦振込口座
- ⑧口座名義人(外国通貨にてお払込みの場合は、
アルファベット表記)
- ⑨申出日
- ⑩保険契約者様の住所/電話番号
- ⑪保険契約者様の氏名(書面の場合は自署)

お申込みの撤回等のお申出の記入例

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 御中

私は契約の申込の撤回を行います。

保険契約者 ○○○○
 被保険者 △△△△
 申込番号(証券番号) ××××××××××××××××
 一時払保険料 ○○,○○○米ドル
 取扱代理店 ××× ××支店
 振込口座 ××銀行 ××支店 普通××××××××
 口座名義人 ○○○○

○○○○年○月○日
 住所 ○○県○○市△△町×丁目×番地×号
 電話番号 ○○○(○○○○)○○○○
 氏名 ○○○○

●保険証券のご確認

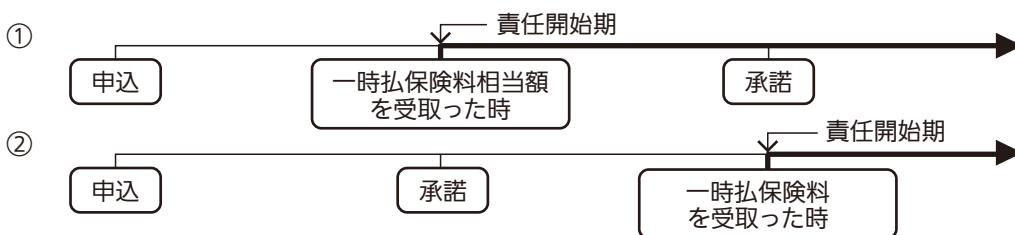
- ご契約をお引受けしますと、当社は「保険証券」をご契約者にお送りします。お申込みの際の内容と相違していないか、もう一度ご確認ください。万一、相違していたり、ご不明な点がございましたら、お手数でもカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 保険証券は各種手続きに必要となりますので、大切に保管ください。

●一時払保険料のお払込みと領収証

ご契約のお申込みに際しては、ご契約者に一時払保険料を当社の指定する金融機関の口座への送金によりお払込みいただきます。この場合、領収証は発行しません。保険証券がお手元に届くまでの間、金融機関から発行される振込金受取書は大切に保管してください。

●ご契約の責任開始期

- 一時払保険料(相当額)を受取った時から、当社は責任を開始します。
- 当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合、一時払保険料(相当額)を受取った時からご契約上の責任を負います。
- 責任開始期について図示すると、次のようになります。



ご契約のしおり

●適用する為替レート

- この保険のご契約において円を外国通貨に換算する場合、または外国通貨を円に換算する場合には、当社所定の為替レートを用います。

当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日等における TTM（対顧客電信仲値）（*）に為替手数料を含んだ額となります。

* TTM（対顧客電信仲値）とは、銀行が当日の東京外国為替市場の直物為替相場実勢（市場取引に用いられず）を基準にして決定する顧客取引に用いる売買相場の仲値をいいます。TTM（対顧客電信仲値）は午前 10 時から 11 時頃公示され、原則その日中適用されます。ただし、このレートから大きく乖離したときは新たな TTM（対顧客電信仲値）が公示されますが、1 日のうちに TTM の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用います。

保険料円入金特約の為替レート	TTM + 50 銭
円支払特約Ⅱの為替レート 年金支払特約の為替レート 初期死亡時円保証特約の為替レート（*） 年金移行特約の為替レート 円建終身保険移行特約Ⅱの為替レート 目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱの目標額到達判定為替レート	TTM - 50 銭

* 主契約の指定通貨建の死亡保険金の支払額を円に換算する場合の為替レートです。初期死亡時円保証額を支払う場合には、この為替手数料はかかりません。

※上記の取扱いは 2023 年 1 月現在のもので、将来変更されることがあります。

※募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。なお、外国通貨建の保険料を円貨にてご用意いただく際には、募集代理店にて取扱う換算レートと保険料円入金特約での換算レートとは、異なる場合があります。

●ご契約にかかる諸費用

以下の費用をご負担いただきます。

○ご契約時の費用

契約初期費用（ご契約の締結等にかかる費用）として、次の費用を一時払保険料から控除します。

指定通貨	契約初期費用 (一時払保険料に対する割合)
円	2.0%
米ドル・豪ドル	6.5%

○保険期間中の費用

- 死亡保障に必要な費用（認知症・介護保障特則が付加されている場合は、死亡・介護保障に必要な費用）を積立金から毎月控除します。（＊ 1）
 - 初期死亡時円保証特約を付加した場合には、上記に加えて、第1保険期間中は、死亡保険金の支払額を円で最低保証するための費用を積立金から毎月控除します。（＊ 1）
 - また、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用、ご契約の維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用を差し引いています。
- ＊ 1 これらの費用は、契約年齢・性別・経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。

○特定のご契約者にご負担いただく費用

年金移行特約を付加して死亡保障にかえて年金を受取る場合、年金支払時の費用（年金管理費）として年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に特約積立金から控除します。年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金の支払期間を通じて適用されます。

○外国通貨のお取扱いに必要となる費用

- 外国通貨建の保険料を円貨にてご用意される際には為替手数料が必要となる場合があります。また、保険料を外国通貨でお払込みになる際には、銀行への振込手数料等の外貨取扱手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、当社からお支払いする保険金等を外国通貨でお受取りになる際や、その外国通貨を円貨に交換してお引出しする際にも手数料が必要となる場合があります。
- 保険料円入金特約（＊ 2）の付加により保険料を円貨でお払込みいただく場合、または、円支払特約Ⅱ、初期死亡時円保証特約、年金支払特約、年金移行特約、円建終身保険移行特約Ⅱおよび目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱにおいて外国通貨を円に換算する場合の為替レートとTTM（対顧客電信仲値）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

＊ 2 募集代理店によっては、保険料円入金特約を付加できない場合があります。

<ご注意>

- 年金移行特約による年金への移行後や、円建終身保険移行特約Ⅱまたは目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険への移行後、および年金支払特約による年金の支払期間中は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。

●元本欠損が生じる場合

次の場合には、お支払いする金額が一時払保険料を下回ることがあります。

- ご契約時にお支払いいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、契約日から一定期間、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

● 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

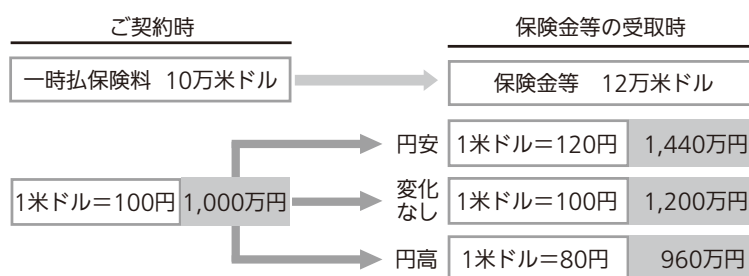
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

●為替リスク

指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。したがって、為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額がご契約時の為替相場による円換算額や一時払保険料のご契約時の円換算額を下回ることがあります。

○ 為替リスクの例（米ドル建の場合）



■指定通貨建特別終身保険の特徴としくみ

●この保険の特徴

- この保険は、一生にわたって死亡保障を提供する保険料一時払の終身保険です。
ご契約締結の際、ご契約に適用される通貨として円、米ドルまたは豪ドルのいずれかをご指定いただけます。一時払保険料、保険金、払戻金等、この保険にかかる金銭の授受は、ご契約に定めた指定通貨で行います。（＊）
 - 第1 保険期間の保障を抑えることで、第2 保険期間の保障を大きくしています。
第1 保険期間経過後、保険金額は基本保険金額まで増加します。基本保険金額は、一時払保険料とご契約時に適用される積立利率にもとづき当社の定める方法により計算されます。
 - 指定通貨が外国通貨の場合、初期死亡時円保証特約を付加することにより、第1 保険期間中の死亡保険金額について、一時払保険料の円換算額を最低保証することができます。
- ＊ 指定通貨が外国通貨の場合、特約を付加することにより、保険料を円でお払込みいただくことや保険金等を円でお受取りいただくこともできます。詳しくは、「付加できる特約について」のページをご覧ください。

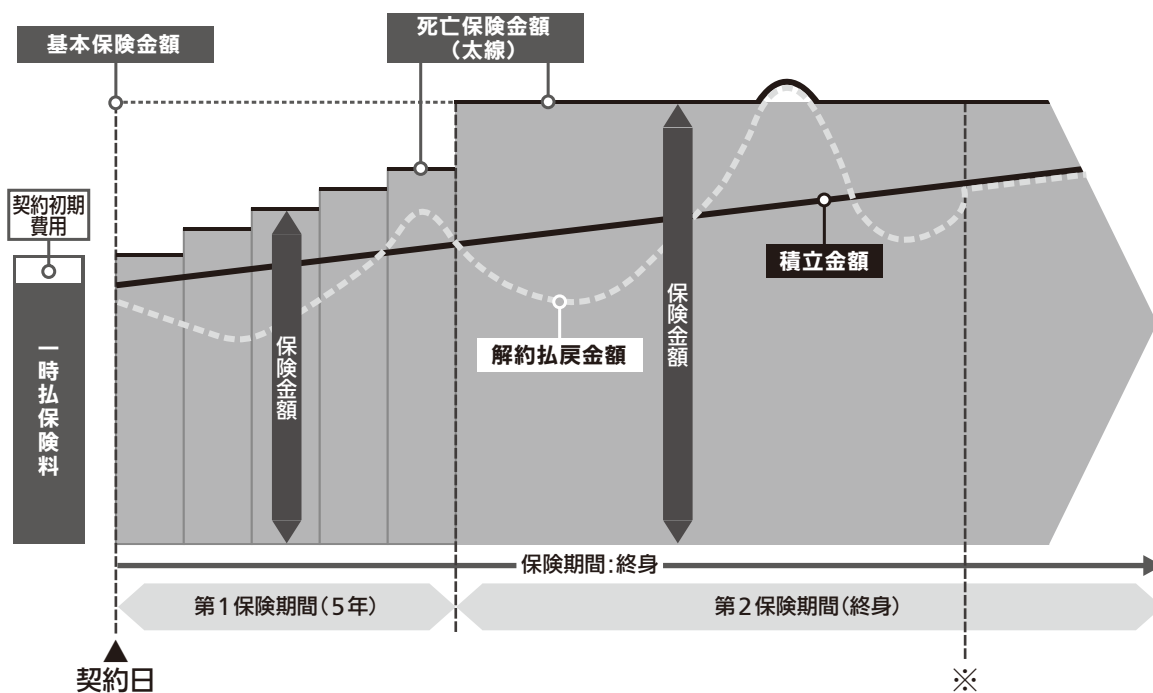
<ご注意>

- この保険に配当金はありません。
- この保険に契約者貸付制度はありません。
- 基本保険金額を増額することはできません。
- 募集代理店により、取扱内容が異なります。取扱の詳細については、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）をご覧ください。

○しくみ図

（イメージをあらわしたものです）

（例）第1 保険期間：5 年の場合



※解約計算基準日が、契約日からその日を含めて30 年経過直後に到来する年単位の契約応当日（契約年齢が71 歳以上の場合は被保険者の年齢が100 歳に到達する年単位の契約応当日）以後の場合、解約払戻金額は積立金額と同額になります。

●認知症・介護保障特則が付加されている場合

- ご契約者は、ご契約締結の際、認知症・介護保障特則を付加することができます。この特則を付加することで、被保険者が公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定されその効力が生じた場合や、第2保険期間中に所定の器質性認知症になられた場合、介護保険金をお受取りいただくことができます。
- 介護保険金額は、第1保険期間中、介護保険金部分の基準金額に対して一定の割合で毎年増加し、第1保険期間経過後は、基本保険金額にご契約時に指定いただいた介護保障割合を乗じた額となります。
- 介護保険金が支払われた場合、介護保険金部分は消滅するものとし、以後は死亡保障のみとなります。ただし、介護保障割合が100%である場合には、被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時からご契約は消滅します。
- 認知症・介護保障特則が付加されている場合は、死亡保障に必要な費用に加え、介護保障に必要な費用を積立金から控除するため、基本保険金額は付加しない場合とくらべて小さい金額となります。また、介護保障割合が大きくなると、それに応じて基本保険金額は小さくなります。

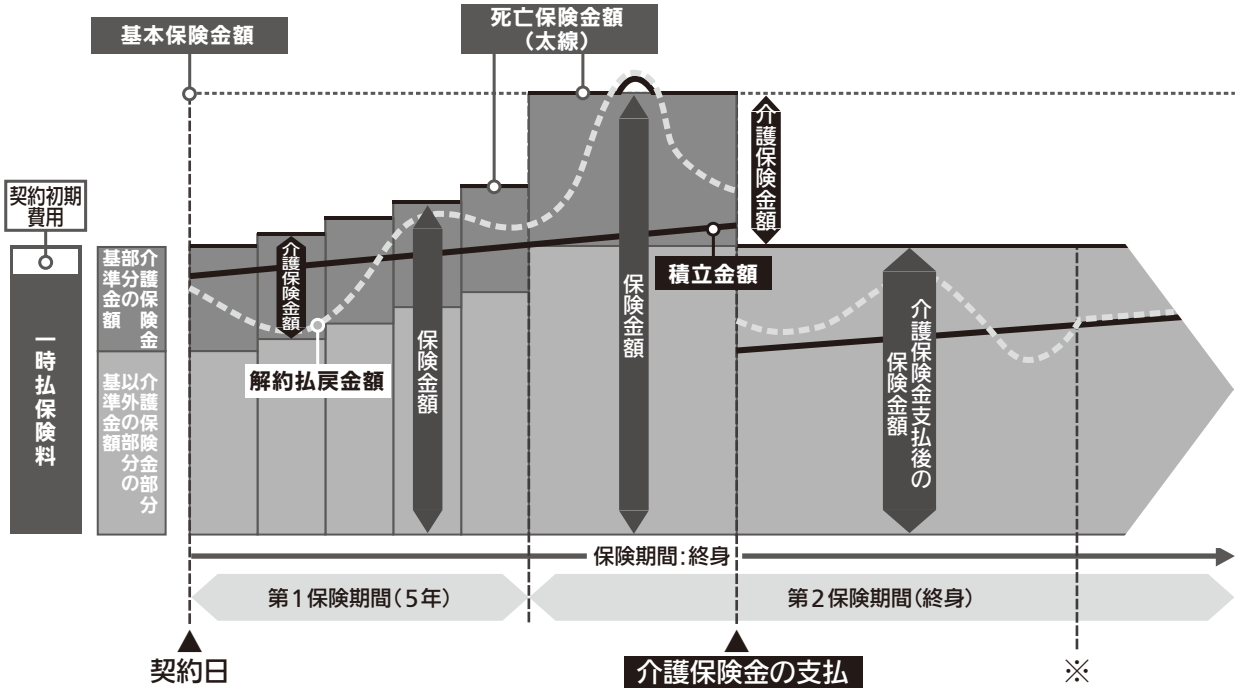
<ご注意>

- 介護保障割合のご変更はできません。
- 認知症・介護保障特則のみの解約はできません。
- 認知症・介護保障特則を付加する場合、初期死亡時円保証特約を付加することはできません。
- 主契約が消滅した場合は、認知症・介護保障特則は消滅します。
- 募集代理店により、取扱内容が異なります。取扱の詳細については、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）をご覧ください。

○しくみ図

(イメージをあらわしたものです)

(例) 第1保険期間：5年、介護保障割合：30%の場合



※解約計算基準日が、契約日からその日を含めて30年経過直後に到来する年単位の契約応当日（契約年齢が71歳以上の場合は被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日）以後の場合、解約払戻金額は積立金額と同額になります。

●第1保険期間について

- 第1保険期間は、2年～5年の範囲内で、ご契約者に設定いただきます。

<ご注意>

- 第1保険期間を変更することはできません。
- 募集代理店により、取扱内容が異なります。取扱の詳細については、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）をご覧ください。

●積立利率について

- 積立利率とは、積立金に対し適用される利率をいい、基準金利に指定通貨が円の場合は－0.5%から1.5%（*）、指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合は－0.5%から2.0%（*）を増減させた範囲内で当社が定めた率から、ご契約の締結に必要な費用としての新契約費率、ご契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いて設定されます。
- 積立利率は毎月2回（1日および16日）その時の市場金利情勢に応じて設定され、それぞれ契約日が毎月の1日～15日であるご契約、16日～末日であるご契約に対し適用され、保険期間を通じて一定です。

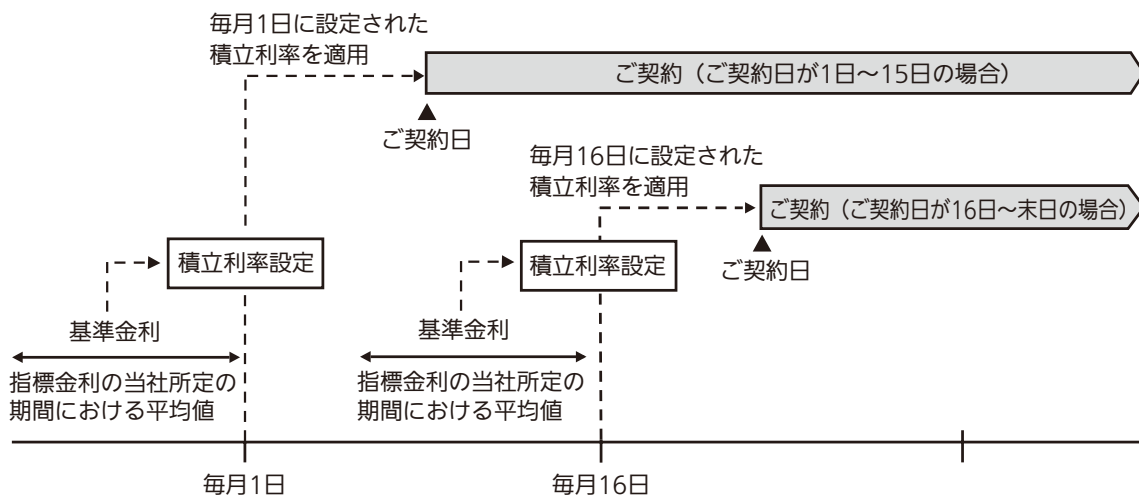
*基準金利の算出に用いる国債と実際の運用資産との運用期間の差、積立利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して定めます。

<ご注意>

- ご契約日の積立利率を必ずご確認ください。
- 積立金額は、積立金（一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの）につき、契約時に適用される積立利率によって計算された金額から、死亡保障に必要な費用などの保険契約関係費を控除した金額です。
そのため、積立金は、積立利率で複利運用されるものではありません。

●基準金利

- 積立利率計算の基準となる基準金利は、15年を残存期間とする指定通貨に応じて定める国債（*1）の複利利回り（*2）（*3）を当社所定の方法により計算した平均値（*4）とし、毎月2回（1日および16日）設定されます。
- *1 指定通貨が円の場合は日本国債、米ドルの場合はアメリカ合衆国国債、豪ドルの場合はオーストラリア国債となります。
- *2 当社ではBloomberg（ブルームバーグ）社（金融・経済情報を配信するアメリカ合衆国の総合情報サービス会社）から提供される指定通貨に応じた国債金利（指定通貨が円の場合は日本国債、米ドルの場合はアメリカ合衆国国債、豪ドルの場合はオーストラリア国債）を指標金利として使用します。ただし、指標として適切な金利が取得できなくなった場合等には、金融情報サービス会社を将来変更することがあります（この場合、原則、金融情報サービス会社を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します）。
- *3 将来の運用情勢の変化により日本国債金利、アメリカ合衆国国債金利またはオーストラリア国債金利が算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、日本国債金利、アメリカ合衆国国債金利またはオーストラリア国債金利を指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります（この場合、指標金利を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します）。
- *4 当社所定の方法により計算した平均値は、指定通貨が円の場合は、当社が基準金利を設定する日（毎月の1日および16日）の2営業日前から遡って7営業日前までのうちの連続した5営業日分の平均値、指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合は当社が基準金利を設定する日（毎月の1日および16日）の2営業日前～4営業日前のいずれかの日から遡って5日分（指標金利が取得できない日がある場合、その日を除いて5日分）の平均値となります。



●保険金について

●保険金の支払事由（認知症・介護保障特則が付加されていない場合）

- 次の場合に保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなったとき	被保険者が亡くなった日における次のいずれか大きい額 ①保険金額 ②解約払戻金額	死亡保険金受取人

- 保険金額は、次のとおり計算します。

期間	保険金額
第1保険期間	一時払保険料相当額（*1）×（100% + 逓増率（*2））×契約日からの経過年数（1年未満は切り捨て）
第2保険期間	基本保険金額

*1 基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額となります。

*2 逓増率は、被保険者の年齢に応じて次のとおりとなります。

契約年齢	逓増率
60歳以下	1.50%
61歳以上 70歳以下	1.00%
71歳以上 80歳以下	0.50%
81歳以上	0.20%

- 死亡保険金の支払事由が生じましたら、死亡保険金受取人はすみやかにカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

●保険金の支払事由（認知症・介護保障特則が付加されている場合）

- 次の場合に保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払額	受取人
介護保険金	被保険者が保険期間中に、次の①または②のいずれかに該当したとき ①保険期間中に、次の(ア)および(イ)のいずれにも該当したとき (ア) 責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度（*1）による要支援または要介護（*2）の認定を受け、その認定の効力（*3）が生じたこと (イ) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度による要介護2以上（*4）に該当していると認定され、その認定の効力（*3）が生じたこと ②第2保険期間中に、次の(ア)および(イ)の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、当社所定の器質性認知症（*5）に該当したこと (イ) 器質性認知症による当社所定の状態（*5）がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していること	被保険者が介護保険金の支払事由に該当した日における次のいずれか大きい額 ①介護保険金額 ②介護保険金部分の解約払戻金額	被保険者
死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなられたとき	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい額 ①保険金額 ②解約払戻金額	死亡保険金受取人

- *1 公的介護保険制度については、普通保険約款の別表4「公的介護保険制度」をご覧ください。
- *2 要支援または要介護認定については、普通保険約款の別表5「要支援または要介護」をご覧ください。
- *3 要支援または要介護認定の効力とは、介護保険法における効力のことをいい、要介護（新規）認定および要介護状態区分の変更の認定の場合は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。
- *4 要介護2以上については、普通保険約款の別表6「要介護2以上」をご覧ください。
- *5 当社所定の器質性認知症および器質性認知症による当社所定の状態については、普通保険約款の別表7「器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態」にあらかじめ定められている状態をいいます。

- 介護保険金額、保険金額は、次のとおり計算します。

期間	介護保険金額	保険金額
第1保険期間	介護保険金部分の基準金額（*1）×（100% + 通増率（*2）×契約日からの経過年数（1年未満は切り捨て））	介護保険金の支払事由が生じる前は次の①②の合計額、介護保険金の支払事由が生じた後は②の額 ①介護保険金額 ②介護保険金部分以外の部分の基準金額（*1）×（100% + 通増率（*2）×契約日からの経過年数（1年未満は切り捨て））
第2保険期間	基本保険金額×介護保障割合	介護保険金の支払事由が生じる前は基本保険金額、介護保険金の支払事由が生じた後は基本保険金額から第2保険期間の介護保険金額を差し引いた額

- *1 基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額となります。
- *2 通増率は、被保険者の年齢に応じて次のとおりとなります。

契約年齢	通増率
60歳以下	1.50%
61歳以上 70歳以下	1.00%
71歳以上 80歳以下	0.50%
81歳以上	0.20%

- 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に介護保険金の支払請求を受けても、介護保険金はお支払いしません。
- 保険金の支払事由が生じましたら、保険金の受取人はすみやかにカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

<ご注意>

- 責任開始期前の傷害または疾病を直接の原因として介護保険金の支払事由に該当したときでも、その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合（ただし、その傷害または疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます）には、責任開始期以後の傷害または疾病とみなして取扱います。
- 公的介護保険制度の改正が行われ、この特則の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特則の支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

○保険金のお受取り例

このお受取り例は、それぞれの条件の場合においてお受取りいただける保険金額の例です。なお、いずれも以下のご契約例を仮定したもので、将来の保険金のお受取りを約束するものではありません。

【ご契約例】（認知症・介護保障特則が付加されている場合）

契約年齢：65歳

一時払保険料：100,000米ドル（介護保険金部分の基準金額：32,500米ドル、介護保険金部分以外の部分の基準金額：67,500米ドル）

基本保険金額：160,000米ドル

第1保険期間：5年

介護保障割合：30%

□被保険者がご契約日から2年経過後に要介護2以上と認定されて介護保険金をお受取りいただいた後、ご契約日から10年経過後に亡くなられた場合

介護保険金額 = 32,500米ドル × (100% + 1% × 2) = 33,150米ドル

死亡保険金額 = 160,000米ドル - (160,000米ドル × 30%) = 112,000米ドル

□ご契約日から7年経過後に要介護2以上と認定されて介護保険金をお受取りいただいた後、ご契約日から10年経過後に亡くなられた場合

介護保険金額 = 160,000米ドル × 30% = 48,000米ドル

死亡保険金額 = 160,000米ドル - (160,000米ドル × 30%) = 112,000米ドル

□要介護2以上と認定されずに、ご契約日から10年経過後に亡くなられた場合

介護保険金は、なし

死亡保険金額は、160,000米ドル

※このご契約例では、解約払戻金額は考慮しておりません。解約払戻金額が上記の死亡保険金額を超える場合は解約払戻金額が死亡保険金額となります。また、介護保険金部分の解約払戻金額が上記の介護保険金額を超える場合は介護保険金部分の解約払戻金額が介護保険金の支払額となります。

<ご注意>

- 要支援または要介護認定の効力とは、介護保険法における効力のことをいい、要介護（新規）認定および要介護状態区分の変更の認定の場合は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。

●死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人を変更される場合は当社へご連絡ください。

<ご注意>

- 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

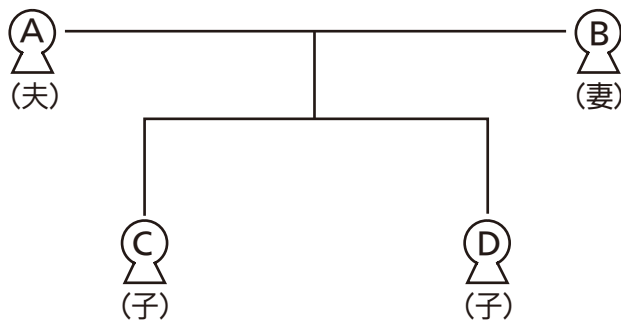
死亡保険金受取人が亡くなられたときは、すみやかにカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

- 新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

(例) ご契約者・被保険者 A さん、死亡保険金受取人 B さん

B さん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、B さんの死亡時の法定相続人である A さん、C さんと D さんが死亡保険金受取人となります。その後、A さん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、C さんと D さんが死亡保険金受取人となります。この場合、C さんと D さんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ 5 割ずつ）となります。



<ご注意>

- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、カスタマーサービスセンターにご連絡ください。

●遺言による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご連絡ください。
- 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

<ご注意>

- 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

●保険金を年金でお支払いする場合（年金支払特約を付加した場合）

年金支払特約を付加したご契約の場合で、死亡保険金・介護保険金の支払事由が発生したときは、死亡保険金・介護保険金の全部または一部を円により年金でお支払いします。

詳しくは、「付加できる特約について」のページをご覧ください。

●保険金等をお支払いできない場合について

保険金等をお支払いできない場合があります。

●支払事由に該当しない場合

支払事由に該当しない場合には、保険金等をお支払いすることはできません。

○責任開始期前の傷病

介護保険金について、責任開始期前の傷害または疾病を原因としている場合には、介護保険金の支払事由に該当したことはありません。

ただし、その傷害または疾病について、責任開始期前に被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合（ただし、その傷害または疾病による症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます）には、責任開始期以後の傷害または疾病を原因としているものとみなして取扱います。

○責任開始期前に要支援または要介護認定の効力が生じていた場合

要支援または要介護認定の効力が責任開始期前に生じていた場合（責任開始期以後に要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が責任開始期前に生じることとなった場合も含みます）には、介護保険金をお支払いすることはできません。

① 要介護認定の申請日が責任開始期前、認定日が責任開始期以後の場合

効力発生日が責任開始期前のため、介護保険金をお支払いすることはできません。



② 責任開始期前に要支援または要介護の認定を受けたことがある場合

責任開始期以後の傷病を原因として要介護の認定を受けた場合であっても、介護保険金をお支払いすることはできません。



○第1保険期間中に器質性認知症に該当していた場合

介護保険金の支払事由について、第1保険期間中に当社所定の器質性認知症に該当していた場合には、その器質性認知症による当社所定の状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続した日が第2保険期間中でも、介護保険金の支払事由に該当したことはありません。

●免責事由に該当した場合

○死亡保険金

次のいずれかにより、被保険者が亡くなられても、死亡保険金をお支払いすることはできません。

- ①責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ②戦争その他の変乱
- ③死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ④ご契約者の故意

<ご注意>

- ただし、上記①の場合で、精神疾患などによる自殺については死亡保険金をお支払いする場合もありますのでカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
- ただし、上記②の場合で、その原因により亡くなられた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払い、または削減してお支払いすることがあります。

○介護保険金

次のいずれかにより、被保険者が介護保険金の支払事由に該当しても、介護保険金をお支払いすることはできません。

- ①被保険者の故意、自殺行為または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の薬物依存（＊）
- ④戦争その他の変乱
- ⑤契約者の故意または重大な過失

*薬物依存については、普通保険約款の別表8「薬物依存」をご覧ください。

<ご注意>

- ただし、上記④の場合で、その原因により介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その影響の程度に応じ、介護保険金の全額をお支払い、または削減してお支払いすることがあります。

●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、当社がご契約を解除した場合、その該当した事由の発生時以後に保険金等の支払事由が生じていても、当該保険金等をお支払いすることはできません（下記③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。また、すでに保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

- ①ご契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます）または保険金の受取人がこの契約の保険金を詐取する目的もしくは他人にこの契約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき
- ②この契約の保険金のご請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力（＊1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊2）を有していると認められるとき
- ④この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、当社のご契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない上記①、②、③の事由と同等の事由があるとき

＊1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

＊2 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

●不法取得目的による無効の場合

ご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的でご契約を締結されたときは、ご契約は無効となります。この場合には、お申込みいただいた一時払保険料は払戻しません。

●詐欺による取消の場合

ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結されたときは、ご契約は取り消されます。この場合には、お申込みいただいた一時払保険料は払戻しません。

■付加できる特約について

●保険料円入金特約

この特約を付加することにより、指定通貨が米ドルまたは豪ドル建の場合の保険料を円によりお支払いいただけます。

対象	換算基準日	適用する為替レート
一時払保険料（相当額）	一時払保険料（相当額）の受領日	当社所定の為替レート（＊）

＊「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日における TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。円を米ドルまたは豪ドルに換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）に 50 銭を加えた額となります。1日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

<ご注意>

- 募集代理店によっては、この特約を付加できない場合があります。

●円支払特約Ⅱ

この特約を付加することにより、外国通貨建の保険金等を円によりお支払いします。

対象	換算基準日	適用する為替レート
死亡保険金	必要書類が当社の本店に到着した日 （＊ 1）	当社所定の為替レート （＊ 2）
介護保険金		
解約払戻金 等		

＊ 1 「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

＊ 2 「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日における TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から 50 銭を差し引いた額となります。1日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

<ご注意>

- この特約を保険金等の一部分のみに対して適用することはできません。

●初期死亡時円保証特約

- 指定通貨が外国通貨の場合、この特約を付加することにより、主契約の第 1 保険期間中の死亡保険金を円によりお支払いし、その支払額を最低保証することができます。

- この特約を付加した場合には、主契約の規定にかかわらず、第 1 保険期間中に被保険者が亡くなったときの死亡保険金の支払額は、次のいずれか大きい金額となります。

①主契約の指定通貨建の死亡保険金の支払額を、必要書類が当社の本店に到着した日（＊ 1）における当社所定の為替レート（＊ 2）を用いて円に換算した金額

②初期死亡時円保証額

＊ 1 「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※ 2 当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日における TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から 50 銭を差し引いた額となります。1 日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

- 初期死亡時円保証額は、主契約の一時払保険料の払込方法に応じて、次の金額となります。
主契約の基本保険金額の減額が行われた場合には、同じ割合で初期死亡時円保証額についても減額されるものとします。

払込方法	初期死亡時円保証額
主契約の一時払保険料を指定通貨で払込んだ場合	主契約の指定通貨建の一時払保険料を、当社が受領した日における当社所定の為替レート（※ 3）を用いて円に換算した金額（※ 4）
主契約の一時払保険料を保険料円入金特約を付加して円で払込んだ場合	円により払い込まれた金額

※ 3 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）に 50 銭を加えた額となります。1 日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※ 4 円資金を金融機関等で指定通貨に交換してお払込みいただいた場合には、初期死亡時円保証額が交換した円資金の金額を下回る可能性があります。

- この特約のみの解約は取り扱いません。
- 主契約の第 1 保険期間が満了した場合、主契約が円建終身保険に移行した場合、および主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅します。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

<ご注意>

- 募集代理店によっては、この特約を付加できない場合があります。
- 認知症・介護保障特則を付加する場合、この特約を付加することはできません。
- 第 2 保険期間中の死亡保険金には、円による支払額の最低保証はありません。
また、解約払戻金についてはご契約当初より一時払保険料の円換算額の最低保証はありません。
- 初期死亡時円保証特約を付加した場合には、第 1 保険期間中は、死亡保険金の支払額を円で最低保証するための費用を積立金から毎月控除します。そのため、この特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額が小さくなります。

●年金移行特約

- ご契約日から 5 年を経過している場合は、ご契約者のお申出（被保険者の同意が必要となります）によってこの特約を付加することにより、死亡保障にかえて年金をお支払いします。（※ 1）
- 年金への移行日は、移行の申出に必要な書類を当社の本店が受付けた日となり、その日が第 1 回年金支払日（年金支払開始日）となります。第 2 回以後の年金支払日は、第 1 回の年単位の応当日となります。
- 年金額は、移行日の特約積立金額にもとづき、移行日の当社の定める率等により計算します。（※ 2）
- 移行日の特約積立金額は、次のとおりとなります。
 - ①主契約から移行する場合、指定通貨が円のときは移行日における主契約の解約払戻金額、指定通貨が外国通貨のときは移行日における主契約の解約払戻金額を移行日における当社所定の為替レート（※ 3）で円に換算した額
 - ②円建終身保険から移行する場合、移行日における円建終身保険移行特約Ⅱ・目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱの特約積立金額
- 年金受取人はご契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人のうちから、ご契約者が指定さ

れた方とします。(※4)

- ※1 主契約のほか、円建終身保険移行特約Ⅱ・目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱに定める円建終身保険が対象となります。
 - ※2 年金額がこの特約の年金額を通算して所定の金額を超える場合は、その超える部分に相当する特約積立金額を年金移行後の第1回の年金と併せて一時金で年金受取人にお支払いします。
 - ※3 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示するTTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から50銭を差し引いた額となります。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ※移行日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日の為替レートを用います。
 ※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※4 年金受取人が死亡した場合には、年金受取人の法定相続人が年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継します。

<ご注意>

- 外国通貨により年金をお受取りいただくことはできません。
- 年金への移行後、年金支払時の費用（年金管理費）として年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に特約積立金から控除します。年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金の支払期間を通じて適用されます。
- 年金額は、基礎率（移行日時点の予定利率、予定死亡率等）にもとづいて、移行日時点に計算され算出されます。
- 移行日における被保険者の年齢が所定の年齢をこえる場合は、移行できません。
- 年金への移行後の年金額が所定の金額に満たない場合は、移行できません。

●年金および死亡一時金のお支払い

- この特約によりお支払いする年金の種類は、「確定年金」「保証期間付終身年金」「年金総額保証付終身年金」のいずれかとなります。この特約の付加のお申出時にご指定ください。
- 年金の種類によって、次のとおり、年金および死亡一時金をお支払いします。

名称	確定年金	
	年金	死亡一時金（※）
支払事由	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に亡くなられたとき
支払額	年金額	被保険者の亡くなられた日における残余年金支払期間に対する未払年金の現価
受取人	年金受取人	

名称	保証期間付終身年金	
	年金	死亡一時金（※）
支払事由	被保険者が年金支払日に生存されているとき	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に亡くなられたとき
支払額	年金額	被保険者の亡くなられた日における残余保証期間に対する未払年金の現価
受取人	年金受取人	

名称	年金総額保証付終身年金
	年金
支払事由	年金支払開始日に被保険者が生存されているときであって、次のいずれかに該当したとき ①被保険者が年金支払日に生存されていること ②被保険者が年金支払日に亡くなられているときであって、すでにお支払いした年金およびお支払いすることの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと
支払額	年金額
受取人	年金受取人

*年金受取人は、保証期間付終身年金および確定年金については、死亡一時金の支払にかえて、年金の継続支払を選択することができます。この場合、保証期間付終身年金においては保証期間の残存期間中の年金支払日に、確定年金においては年金支払期間の残存期間中の年金支払日に、年金を支払います。

<ご注意>

- 年金の種類、保証期間および年金支払期間を変更することはできません。
- 保証期間付終身年金においては保証期間経過後に、年金総額保証付終身年金においては保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がなくなった後に、被保険者が亡くなられたときは、ご契約は消滅します。
- 年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合、死亡一時金はありません。
- 死亡一時金をお支払いした場合、以後の年金のお支払いはありません。

●年金の一括支払

- 年金の種類によって、次のとおり、将来の年金のお支払いにかえて、年金の一括支払をご請求いただけます。

年金の種類	確定年金	保証期間付終身年金	年金総額保証付終身年金
年金の一括支払ができる期間	年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前まで	年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前まで	年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合にお支払いする年金（以下「受取保証部分」といいます）の最後の年金支払日前まで
年金の一括支払額	年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価	保証期間の残存期間に対する未払年金の現価	受取保証部分の未払年金の現価
年金の一括支払後のお取扱い	ご契約は、年金の一括支払を行った時に消滅します。	保証期間満了後、毎年の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金をお支払いします。	受取保証部分の期間満了後、毎年の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金をお支払いします。

<ご注意>

- 保証期間付終身年金および年金総額保証付終身年金においては、年金の一括支払が行われた後、被保険者が亡くなられたときは、その時にご契約は消滅します。

●年金支払特約

- この特約を付加することにより、保険金（＊１）の全部または一部を年金でお支払いします。
 - ご契約者は、ご契約締結時または保険金の支払事由発生前に限り、この特約を付加することができます。また、保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人がこの特約を付加することができます。ただし、保険金の支払後は、この特約を付加することはできません。
 - この特約を付加した場合は、保険金の全部または一部を充当し、年金基金を設定します。なお、指定通貨が外国通貨の場合の保険金は、年金基金の設定の申出を当社が受付けた日における当社所定の為替レート（＊２）で円に換算した金額となります。
 - 年金基金の設定日は、次のとおりとなり、その日が第１回年金支払日となります。第２回以後の年金支払日は、第１回年金支払日の年単位の応当日となります。
 - ①保険金の支払事由発生日前にこの特約を付加した場合は、保険金の支払事由発生日
 - ②保険金の支払事由発生日以後にこの特約を付加した場合は、この特約を付加した日
 - 年金受取人は保険金の受取人と同一人とします。（＊３）この場合、年金受取人を保険金の受取人以外の者に変更することはできません。
 - 年金の種類は、確定年金のみとなります。年金支払期間は、所定の範囲内からご指定いただきます。（＊４）（＊５）
 - 保険金の支払事由発生前にこの特約が付加されていた場合、年金受取人は、年金基金の設定時以後、第１回の年金における支払の時期前に限り、保険金の支払事由発生時にさかのぼって、この特約を解約することができます。
- ＊１ 主契約の死亡保険金・介護保険金のほか、円建終身保険移行特約Ⅱおよび目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱの特約死亡保険金・特約災害死亡保険金・特約介護保険金が対象となります。
- ＊２ 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から 50 銭を差し引いた額となります。1日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ※年金基金の設定の申出を当社が受付けた日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日の為替レートを用います。
- ※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ＊３ 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、死亡した年金受取人の法定相続人が年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継します。
- ＊４ 保険金の支払事由発生前にこの特約が付加されていた場合、年金受取人は、年金基金の設定時以後、第１回の年金における支払の時期前に限り、年金基金の設定時にさかのぼって、年金支払期間の変更を請求することができます。
- ＊５ 年金受取人のご請求により、将来の年金のお支払いにかえて、年金支払期間の残存期間に対応する未払年金の現価の一括支払をします。この場合、この特約は消滅します。

<ご注意>

- 外国通貨により年金をお受取りいただくことはできません。
- 年金額は、基礎率（年金基金の設定時点の予定利率）等に基づいて、年金基金の設定時点に計算され算出されます。
- 年金額が所定の金額に満たないときは、年金のお支払いはできません。この場合、保険金の受取人に保険金をお支払いし、この特約は消滅します。

●円建終身保険移行特約Ⅱ

- 指定通貨が外国通貨の場合で、ご契約日から1年を経過している場合は、ご契約者のお申出によってこの特約を付加することにより、この特約に定める円建終身保険に移行することができます。
- 円建終身保険への移行日は、次のとおりとなります。
 - ① 移行の申出に必要な書類を当社の本店が受付けた日
 - ② 上記①のほか、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前1ヵ月間にご契約者からお申出があった場合は、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日
- 円建終身保険に移行後は、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金をお支払いします。また、認知症・介護保障特約が付加されている場合（移行日の前日において、主契約の介護保険金部分が消滅していない場合に限り）は、特約介護保険金をお支払いします。
- 将来の特約保険金をお支払いするために積み立てる金額を特約積立金といい、特約積立金額は次のとおりとします。
 - ① 移行日の特約積立金額は、移行日における主契約の解約払戻金額を移行日における当社所定の為替レート（*）で円に換算した額とします。
 - ② 移行日の特約介護保険金部分の特約積立金額は、移行日における主契約の介護保険金部分の解約払戻金額を移行日における当社所定の為替レートで円に換算した額とします。
 - ③ 移行後の特約積立金額（特約介護保険金部分の特約積立金額を含みます）は、移行日における当社の定める率によって計算します。
- 特約介護保険金がお支払された場合、特約介護保険金部分は消滅するものとし、以後は死亡保障のみとなります。ただし、特約介護保険金として特約積立金額の全部をお支払いした場合には、被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した時からご契約は消滅します。

* 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示するTTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から50銭を差し引いた額となります。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※ 移行日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日の為替レートを用います。

※ 上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

<ご注意>

- 円建終身保険に移行した場合、外国通貨建の保障は消滅します。
- 移行後の特約死亡保険金額は、移行前の外国通貨建の保険金額を円に換算した額を下回ることがあります。
- 移行後の特約介護保険金額は、移行前の外国通貨建の介護保険金額を円に換算した額を下回ることがあります。
- 移行後の円建終身保険に適用される利率については、移行日における当社所定の利率が適用されますので、移行前の外国通貨建の主契約に適用されていた積立利率より低い利率になる場合があります。

●特約保険金の支払事由

○認知症・介護保障特則が付加されていない場合

- 次の場合に特約保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における特約積立金額	主契約の死亡保険金受取人
特約災害死亡保険金	被保険者が移行日以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① 移行日以後に発生した所定の不慮の事故（＊1）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたとき ② 移行日以後に発病した所定の感染症（＊2）を直接の原因として亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における特約積立金額×10%	主契約の死亡保険金受取人

○認知症・介護保障特則が付加されている場合

- 次の場合に特約保険金をお支払いします。ただし、移行日前に主契約の介護保険金をお支払いした場合は、特約介護保険金のお支払いはありません。

名称	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が移行日以後の保険期間中に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における特約積立金額	主契約の死亡保険金受取人
特約災害死亡保険金	被保険者が移行日以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① 移行日以後に発生した所定の不慮の事故（＊1）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたとき ② 移行日以後に発病した所定の感染症（＊2）を直接の原因として亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日における特約積立金額×10%	主契約の死亡保険金受取人
特約介護保険金	主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、被保険者が移行日以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 公的介護保険制度（＊3）による要介護認定を受け、要介護2以上（＊4）に該当していると認定されたとき ② 主契約の第2保険期間に相当する期間中に、当社所定の器質性認知症（＊5）に該当し、その器質性認知症による当社所定の状態（＊5）がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	被保険者が支払事由に該当した日における特約介護保険金部分の特約積立金額	主契約の介護保険金の受取人

＊1 所定の不慮の事故については、円建終身保険移行特約Ⅱ約款の別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

＊2 所定の感染症については、円建終身保険移行特約Ⅱ約款の別表2「対象となる感染症」をご覧ください。

＊3 公的介護保険制度については、円建終身保険移行特約Ⅱ約款の別表3「公的介護保険制度」をご覧ください。

＊4 要介護2以上については、円建終身保険移行特約Ⅱ約款の別表4「要介護2以上」をご覧ください。

＊5 当社所定の器質性認知症および器質性認知症による当社所定の状態については、円建終身保険移行特約Ⅱ約款の別表6「器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態」をご覧ください。

- 特約死亡保険金または特約災害死亡保険金を支払われた場合には、その支払後に特約介護保険金の支払請求を受けても、特約介護保険金はお支払いしません。

- 特約介護保険金の支払事由の①は、要介護2以上の認定についての主契約の介護保険金の支払事由とは次のとおり異なります。(下線部)

特約介護保険金	介護保険金（主契約）
主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、被保険者が移行日以後の保険期間中に、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき	被保険者が保険期間中に、次の(ア)および(イ)のいずれにも該当したとき (ア) 責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が生じたこと (イ) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定され、 <u>その認定の効力が生じたこと</u>

- 円建終身保険への移行後は、上記の介護保険金（主契約）に記載の(ア)の要件はなく、(イ)の要件は変更となります。
- (イ)について：要介護認定の効力とは、介護保険法における効力のことをいい、要介護（新規）認定および要介護状態区分の変更の認定の場合は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。特約介護保険金の「認定されたとき（認定された日）」とは異なります。

<ご注意>

- 主契約の責任開始期前の傷害または疾病を直接の原因として特約介護保険金の支払事由に該当したときでも、その傷害または疾病について、主契約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合（ただし、その傷害または疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます）には、主契約の責任開始期以後の傷害または疾病とみなして取扱います。
- 公的介護保険制度の改正が行われ、特約介護保険金の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって特約介護保険金の支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

●特約保険金をお支払いできない場合について

○ 特約死亡保険金をお支払いできない場合

- 免責事由に該当した場合
 次のいずれかにより、被保険者が亡くなられても、特約死亡保険金をお支払いすることはできません。
 - ①主契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺
 - ②主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金の受取人にお支払いします。
 - ③ご契約者の故意
- 重大事由による解除の場合

<ご注意>

- ただし、上記①の場合で、精神疾患などによる自殺については特約死亡保険金をお支払いする場合がありますのでカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

○ 特約災害死亡保険金をお支払いできない場合

- 支払事由に該当しない場合（移行日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症）
 移行日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症を原因としている場合には、特約災害死亡保険金の支払事由に該当したことはありません。

- 免責事由に該当した場合

次のいずれかにより、被保険者が亡くなられても、特約災害死亡保険金をお支払いすることはできません。

- ① ご契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が特約災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約災害死亡保険金の受取人にお支払いします。
 - ③ 被保険者の犯罪行為
 - ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑧ 地震、噴火または津波
 - ⑨ 戦争その他の変乱
- 重大事由による解除の場合

<ご注意>

- ただし、上記⑧⑨の場合で、その原因により亡くなられた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その影響の程度に応じ、特約災害死亡保険金の全額をお支払い、または削減してお支払いすることがあります。

○ 特約介護保険金をお支払いできない場合

- 支払事由に該当しない場合（主契約の責任開始期前の傷害または疾病）

主契約の責任開始期前の傷害または疾病を原因としている場合には、特約介護保険金の支払事由に該当したことにはなりません。

ただし、その傷害または疾病について、主契約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合（ただし、その傷害または疾病による症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます）には、主契約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因としているものとみなして取扱います。

- 免責事由に該当した場合

次のいずれかにより、被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当しても、特約介護保険金をお支払いすることはできません。

- ① 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の薬物依存（*）
- ④ 主契約の介護保険金の受取人の故意または重大な過失
- ⑤ ご契約者の故意または重大な過失

- 重大事由による解除の場合

*薬物依存については、円建終身保険移行特約Ⅱ約款の別表7「薬物依存」をご覧ください。

● 特約の解約、特約死亡保険金額の減額

- ご契約者は、いつでも、この特約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、解約されたときの解約払戻金は、一時払保険料より少ない金額になる場合があります。
- 解約払戻金額は、特約積立金額とし、移行日からその経過した年月数により計算します。
- この特約を解約した場合には、ご契約は消滅します。

- ご契約者は、いつでも、特約死亡保険金額を減額することができます。減額分についてはこの特約を解約したものととして取扱います。なお、特約死亡保険金額の減額が行われた場合には、特約積立金額（特約介護保険金部分の特約積立金額を含みます）は、減額前の特約死亡保険金額に対する減額後の特約死亡保険金額と同じ割合で減額されます。

<ご注意>

- 減額後の特約死亡保険金額が所定の金額を下回る減額はお取り扱いできません。

●目標額到達時円建終身保険移行特約II

- 指定通貨が外国通貨の場合、この特約を付加することにより、この特約の付加日以後かつご契約日から1年経過以後の各営業日（当社が指標として指定する金融機関の営業日に限ります）において、主契約の解約払戻金額を目標額到達判定為替レート（*）で円に換算した額がご契約者のお申出によりあらかじめ設定された目標額以上となった場合に、その日を移行日としてこの特約に定める円建終身保険へ自動的に移行させることができます。
- 円建終身保険に移行後は、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金をお支払いします。また、認知症・介護保障特則が付加されている場合（移行日の前日において、主契約の介護保険金部分が消滅していない場合に限り）は、特約介護保険金をお支払いします。
- 将来の特約保険金をお支払いするために積み立てる金額を特約積立金といい、特約積立金額は次のとおりとします。
 - ① 移行日の特約積立金額は、移行日における主契約の解約払戻金額を目標額到達判定為替レートで円に換算した額とします。
 - ② 移行日の特約介護保険金部分の特約積立金額は、移行日における主契約の介護保険金部分の解約払戻金額を目標額到達判定為替レートで円に換算した額とします。
 - ③ 移行後の特約積立金額（特約介護保険金部分の特約積立金額を含みます）は、移行日における当社の定める率によって計算します。
- 特約介護保険金を支払われた場合、特約介護保険金部分は消滅するものとし、以後は死亡保障のみとなります。ただし、特約介護保険金として特約積立金額の全部をお支払いした場合には、被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した時からご契約は消滅します。
- この特約により円建終身保険へ移行された場合には、ご契約者にその旨を書面によってお知らせします。

* 目標額到達判定為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示するTTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から50銭を差し引いた額となります。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

<ご注意>

- 目標額に到達し円建終身保険に移行した場合、外国通貨建の保障は消滅します。
- 移行後の特約死亡保険金額は、移行前の外国通貨建の保険金額を円に換算した額を下回ることがあります。
- 移行後の特約介護保険金額は、移行前の外国通貨建の介護保険金額を円に換算した額を下回ることがあります。
- 移行後の円建終身保険に適用される利率については、移行日における当社所定の利率が適用されますので、移行前の外国通貨建の主契約に適用されていた積立利率より低い利率になる場合があります。

●目標額

- ご契約者は、この特約を付加する際に目標額を設定してください。
 - 目標額は、次の円に換算した一時払保険料に当社の定める範囲内でご契約者が指定した割合を乗じた金額とします。ただし、主契約の基本保険金額の減額が行われていた場合は、契約日における基本保険金額に対する減額後の基本保険金額の割合をさらに乗じた金額とします。
 - ①一時払保険料を外国通貨により払い込んでいた場合、一時払保険料を、主契約の契約日（* 1）における保険料円換算為替レート（* 2）を用いて円に換算した額
 - ②一時払保険料を円により払い込んでいた場合、円により払い込まれた一時払保険料の額
 - ご契約者は、移行日前に限り、目標額を変更することができます。
- * 1 主契約の契約日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、主契約の契約日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- * 2 保険料円換算為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。外国通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）に 50 銭を加えた額となります。1 日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

●特約保険金の支払事由

円建終身保険移行特約Ⅱと同様の取扱内容となります。

●特約保険金をお支払いできない場合について

円建終身保険移行特約Ⅱと同様の取扱内容となります。

●移行日以後の特約の解約、特約死亡保険金額の減額

円建終身保険移行特約Ⅱの「特約の解約、特約死亡保険金額の減額」と同様の取扱内容となります。

●移行日前に主契約の介護保険金をお支払いした場合について

- 円建終身保険への移行日前に主契約の介護保険金をお支払いした場合は、お支払いした介護保険金に相当する基本保険金額が減額されたものとして、以後の目標額到達の判定を行います。
- <ご注意>
- 円建終身保険への移行日前に主契約の介護保険金をお支払いした場合は、特約介護保険金のお支払いはありません。

●保険契約者代理特約

- この特約における保険契約者とは、保険契約者のほか、次のとおりとします。（以下、総称して「ご契約者」とします。）
 - ①保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者（この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
 - ②保険金等（主契約・特約・特則の約款（以下「主約款等」といいます）に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません）が年金によって支払われている場合のその年金の受取人（この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
 - ③その他保険契約者に準じる者であると当社が認めた者
- ご契約者が、保険契約者代理特約を付加し、保険契約者代理人を指定することにより、ご契約者が当社所定のお手続きを行うことができない次の事情があるとき、この特約によりご契約者の代わりにお手続きを行うことができます。
 - 手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めたとき
 - その他これに準じる状態であると当社が認めたとき
- 保険契約者代理人が行うことができるお手続きは次のとおりとします。

- ①主約款等に定めるご契約者が行うことができる手続き
- ②ご契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことができる手続き
- ③当社の定める特約の付加等の申出
- ただし、次のお手続きを除きます。
 - ①保険金等の受取人の変更または継続年金受取人の指定もしくは変更指定の請求
 - ②ご契約者の変更の請求
 - ③告知を要する手続き
 - ④保険契約者代理人の変更指定の請求
 - ⑤指定代理請求人の指定または変更指定の請求
 - ⑥指定代理請求人が代理することができる手続き（指定代理請求特約が付加されていない場合も含まれます。）
- 保険契約者代理人は1名とし、次の範囲から指定していただきます。
 - 次の範囲内の者
 - ①ご契約者の戸籍上の配偶者
 - ②ご契約者の直系血族
 - ③ご契約者の兄弟姉妹
 - ④ご契約者と同居し、または、ご契約者と生計を一にしているご契約者の3親等内の親族
 - 上記のほか、次の範囲内の者で、ご契約者のために代理手続きを行うべき相当な関係があると当社が認めた者
 - ⑤ご契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている者
 - ⑥ご契約者の財産管理を行っている者
 - ⑦保険金等の受取人または継続年金受取人
 - ⑧その他⑤⑥⑦に掲げる者と同等の関係にある者

なお、保険契約者代理人は代理対象手続き時において、上記の範囲内であることを要します。

- ご契約者は会社の同意を得て、保険契約者代理人を上記の範囲内で変更することができます。
- 代理対象手続き時に、保険契約者代理人がすでに死亡している場合や上記の範囲外になっている場合等は、ご契約者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはご契約者と生計を一にする3親等内の親族）が、当社の承諾を得て、ご契約者の代理人として代理対象手続きを行うことができます。
- 保険契約者代理人が行ったお手続きは、ご契約者に対してその効力を生じます。

<ご注意>

- 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合、当社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。
- 次のいずれかに該当した場合には、保険契約者代理人は代理対象手続きを行うことができません。
 - ①保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由を生じさせたとき
 - ②保険契約者代理人が故意にご契約者を代理対象手続きを行うことができない状態に該当させたとき
 - ③保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき
 - ④保険契約者代理人が上記の当社が求めた事項を行うことができなかったとき
- 次のいずれかに該当した場合は、特約は消滅します。
 - ①ご契約者が死亡したとき
 - ②ご契約者が変更されたとき

③主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

④ご契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金の支払開始日が到来したとき

- ご契約者が法人の場合は保険契約者代理人によるお手続きはできません。
- 保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行ったご契約者の代理人に支払った場合、その後、重複してその支払金の請求を受けてもお支払いしません。
- ご契約者に後見人等が選任されている場合には、ご契約者の代理人は、代理対象手続きを行うことができません。

●指定代理請求特約

ご契約者が被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の事情があるとき、この特約により保険金等の受取人の代わりに保険金等の請求（代理請求）を行うことができます。

○保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めたとき

○当社が認める傷病名の告知を受けていないとき

○その他これに準じる状態であると当社が認めたとき

- 代理請求を行うことができるのは、保険金等のうち被保険者が保険金等の受取人となるご契約の保険金等の請求となります。
- 指定代理請求人は1名とし、次の範囲から指定していただきます。
 - 次の範囲内の者
 - ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族
 - ③被保険者の兄弟姉妹
 - ④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - 上記のほか、次の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
 - ⑤被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - ⑥被保険者の財産管理を行っている者
 - ⑦死亡保険金（給付金）受取人等
 - ⑧その他⑤⑥⑦に掲げる者と同等の関係にある者

なお、指定代理請求人は保険金等の請求時において、上記の範囲内であることを要します。

- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記の範囲内で変更することができます。
- 代理請求時に、指定代理請求人がすでに死亡している場合や上記の範囲外になっている場合等は、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその保険金等の受取人と生計を一にする3親等内の親族）が、当社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

<ご注意>

- 指定代理請求人は、契約内容の変更等をすることはできません。
- 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない状態に該当させた指定代理請求人および故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない状態に該当させた保険金等の受取人の代理人は、代理請求を行うことはできません。
- 法人契約で保険金等の受取人も法人の場合（法人特則が適用されている場合）は指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人による請求はできません。
- 代理人から保険金等の請求を受け、保険金等をお支払いした場合、その保険金等の請求を受けても重複してその保険金等をお支払いしません。
- 保険金等の受取人に後見人等が選任されている場合には、保険金等の受取人の代理人は、代理請求

を行うことはできません。

■ご契約後について

●各種変更・請求手続きについて

- 次の場合には、すみやかにご契約者よりカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
ご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、ご契約年月日をあらかじめご確認のうえ、ご連絡いただきますと、より早く正確にご回答申し上げることができます。
 - 転居、町名変更等により住所を変更される場合
 - ご契約者、死亡保険金受取人等の変更や改姓、改名による名義の変更をご希望の場合
 - ご契約内容の変更をご希望の場合
 - 保険証券を紛失された場合
 - その他必要書類や請求書記入方法等のご質問
- 各種変更・請求手続きのための必要書類は約款の「請求手続」に記載されています。ただし、当社は記載以外の書類のご提出を求めたり、一部の省略を認めることがありますので、各種手続きの必要が生じた場合には、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

<ご注意>

- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所を変更された場合には、必ずご連絡ください。

●カスタマーサービスセンターについて

お電話により、次のサービスをご利用いただけます。

- ご契約内容等のご照会
- 各種請求書類のお取寄せ

【お問い合わせ先】

カスタマーサービスセンター 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

※お問い合わせの際は、証券番号をご確認のうえ、ご契約者ご本人よりお願いいたします。

●保険金のお支払期限について

- 保険金のご請求があった場合、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。ただし、保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとなります。

①	保険金をお支払いするための確認が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて45日を経過する日以内にお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ● 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 ● 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	
②	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めてそれぞれに定める日数（複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日以内にお支払いします。	
	● 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	60日
	● 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合	180日
	● 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	180日
	● ご契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180日
	● 日本国外における調査が必要な場合	180日

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

- 保険金をお支払いするための上記①および②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・保険金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いしません。

●解約について

- ご契約者は、いつでも、ご契約を解約することができます。ただし、解約されたときの解約払戻金は、一時払保険料より少ない金額になる場合があります。

解約払戻金は、解約の必要書類が当社に到着した日（＊）（以下、「解約計算基準日」といいます）の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

- このほか、ご契約者は、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前1ヵ月間にお申出いただくことにより、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日にご契約を解約することができます。

この場合、市場価格調整は適用されません。解約払戻金は、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

●解約払戻金額の計算方法

- 解約払戻金額は、解約計算基準日の積立金に対して市場金利情勢に応じた市場価格調整を適用した金額となります。
- 解約払戻金額は積立金をもとに次のとおり計算します。

①認知症・介護保障特則が付加されていない場合

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約計算基準日の積立金額} \times (1 - \text{解約計算基準日の市場価格調整率} (*))$$

②認知症・介護保障特則が付加されている場合

$$\begin{aligned} \text{解約払戻金額} = & \text{解約計算基準日の介護保険金部分の積立金額} \times (1 - \text{解約計算基準日の介護保険} \\ & \text{金部分の市場価格調整率} (*)) \\ & + \text{解約計算基準日の介護保険金部分以外の部分の積立金額} \times (1 - \text{解約計算基準日} \\ & \text{の介護保険金部分以外の部分の市場価格調整率} (*)) \end{aligned}$$

*ただし、解約計算基準日が、契約日からその日を含めて30年経過直後に到来する年単位の契約応当日（契約年齢が71歳以上の場合は被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日）以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

●市場価格調整 (Market Value Adjustment)

- 市場価格調整とは、解約払戻金等のお支払いの際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。一般に国債等の固定金利資産の価値は、市場金利が高くなると減少し、市場金利が低くなると増加する性質があります。
- この市場価格調整を行うことにより、この保険では、解約等が発生した時点で計算される基準金利がご契約時点で適用されている基準金利よりも0.10%超低下している場合に、解約払戻金等の支払額は増加します。逆に基準金利が上昇あるいは低下していてもその幅が0.10%未満の場合には解約払戻金等の支払額は減少します。
- 解約計算基準日の市場価格調整率は、次のとおり計算します。

①認知症・介護保障特則が付加されていない場合

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1+i}{1+j+c} \right]^{k(n-t)/12}$$

ただし、計算日が、契約日から30年経過以後または被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

i は、ご契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利

j は、解約計算基準日においてiと同様に計算される基準金利

c は、金利変動等の影響を補正するための率(*)で、0.10%

k は、契約年齢が70歳以下の場合0.6、71歳以上の場合0.5

n は、契約日から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間(月数)

t は、契約日からの経過月数(1ヵ月未満は切り捨て)

②認知症・介護保障特則が付加されている場合

$$\text{介護保険金部分の市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1+i}{1+j+c} \right]^{k' (n-t)/12}$$

$$\text{介護保険金部分以外の部分の市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1+i}{1+j+c} \right]^{k(n-t)/12}$$

ただし、計算日が、契約日から30年経過以後または被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

i は、ご契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利

j は、解約計算基準日において i と同様に計算される基準金利

c は、金利変動等の影響を補正するための率（*）で、0.10%

k' は、契約年齢が70歳以下の場合0.5、71歳以上の場合0.4

k は、契約年齢が70歳以下の場合0.6、71歳以上の場合0.5

n は、契約日から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間（月数）

t は、契約日からの経過月数（1ヵ月未満は切り捨て）

*解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、「解約計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、解約計算基準日の積立金に対して経過年数ごとに一定率が控除されます。例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対してご契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

認知症・介護保障特則が付加されていない場合の控除率

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	2.27%	2.21%	2.15%	2.09%	2.04%	1.98%	1.92%	1.86%	1.81%	1.75%

認知症・介護保障特則が付加されている場合（介護保障割合：100%）の控除率

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.89%	1.84%	1.80%	1.75%	1.70%	1.65%	1.60%	1.56%	1.51%	1.46%

※契約年齢：60歳、指定通貨：米ドルで計算しています。

○ 市場価格調整率の与える影響（解約計算基準日の積立金額を1とした場合の解約払戻金額）

【ご契約例】（認知症・介護保障特則が付加されていない場合）

契約年齢：60歳 指定通貨：米ドル

ご契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利：2.00%

ご契約日 からの 経過年数	基準金利の変動幅						
	2.00% 上昇	1.00% 上昇	0.50% 上昇	変化 なし	0.10% 低下	0.50% 低下	1.00% 低下
1	0.621	0.778	0.872	0.977	1.000	1.096	1.231
2	0.628	0.783	0.875	0.978	1.000	1.094	1.224
3	0.636	0.788	0.878	0.979	1.000	1.091	1.217
4	0.644	0.793	0.881	0.979	1.000	1.089	1.211
5	0.652	0.798	0.884	0.980	1.000	1.086	1.205
6	0.660	0.804	0.887	0.980	1.000	1.084	1.198
7	0.668	0.809	0.890	0.981	1.000	1.081	1.192
8	0.676	0.814	0.894	0.981	1.000	1.078	1.186
9	0.685	0.819	0.897	0.982	1.000	1.076	1.179
10	0.693	0.824	0.900	0.983	1.000	1.073	1.173
11	0.702	0.830	0.903	0.983	1.000	1.071	1.167
12	0.710	0.835	0.906	0.984	1.000	1.068	1.161
13	0.719	0.841	0.909	0.984	1.000	1.066	1.154
14	0.728	0.846	0.913	0.985	1.000	1.063	1.148
15	0.737	0.851	0.916	0.985	1.000	1.061	1.142
16	0.746	0.857	0.919	0.986	1.000	1.058	1.136
17	0.755	0.862	0.922	0.987	1.000	1.056	1.130
18	0.764	0.868	0.926	0.987	1.000	1.053	1.124
19	0.774	0.874	0.929	0.988	1.000	1.051	1.118
20	0.783	0.879	0.932	0.988	1.000	1.048	1.112
21	0.793	0.885	0.935	0.989	1.000	1.046	1.106
22	0.802	0.891	0.939	0.990	1.000	1.043	1.100
23	0.812	0.896	0.942	0.990	1.000	1.041	1.095
24	0.822	0.902	0.945	0.991	1.000	1.038	1.089
25	0.832	0.908	0.949	0.991	1.000	1.036	1.083
30	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

※30年経過以後は、市場価格調整は適用されません。

※表の数値は、端数処理の関係から、実際の数値と異なるものもあります。

○ 解約払戻金額の計算例

この計算例は、それぞれの条件の場合における解約払戻金額の計算例です。なお、いずれも以下のご契約例を仮定して計算した例で将来の支払額を約束するものではありません。

【ご契約例】（認知症・介護保障特則が付加されていない場合）

契約年齢：60 歳 指定通貨：米ドル

解約計算基準日の積立金額：100,000 米ドル

ご契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利：2.00%

契約日から被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間：40 年（480 ヶ月）

契約日から解約計算基準日までの経過年数：3 年（36 ヶ月）

□ 解約計算基準日において同様に計算される基準金利が 1.00% の場合

$$\begin{aligned} \text{解約計算基準日の市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1+2.00\%}{1+1.00\%+0.10\%} \right)^{0.6 \times (480-36) / 12} \\ &= -21.74\% \end{aligned}$$

$$\text{解約払戻金額} = 100,000 \text{米ドル} \times (1 - (-21.74\%)) = 121,740 \text{米ドル}$$

□ 解約計算基準日において同様に計算される基準金利が 3.00% の場合

$$\begin{aligned} \text{解約計算基準日の市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1+2.00\%}{1+3.00\%+0.10\%} \right)^{0.6 \times (480-36) / 12} \\ &= 21.19\% \end{aligned}$$

$$\text{解約払戻金額} = 100,000 \text{米ドル} \times (1 - 21.19\%) = 78,810 \text{米ドル}$$

● 基本保険金額の減額

- ご契約者は、いつでも、基本保険金額を減額して解約払戻金を受取ることができます。
- このほか、ご契約者は、被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日の前 1 ヶ月間に申し出ることにより、被保険者の年齢が 100 歳に到達する年単位の契約応当日に基本保険金額の減額をすることができます。この場合、市場価格調整は適用されません。
- 基本保険金額の減額が行われた場合には、同じ割合で積立金額および保険金額についても減額されるものとします。
- 減額を行った場合、減額分は解約したものととして取扱い、解約払戻金がある場合には、ご契約者にお支払いします。

<ご注意>

- 減額後の基本保険金額が所定の金額に満たないときは、お取扱いしません。

●被保険者によるご契約者への解約請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由等を発生させた、または発生させようとした場合
- ②死亡保険金受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

●差押債権者、破産管財人等による解約について

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

●保険金の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金の受取人は、ご契約を存続させることができます。
 - ご契約者の親族、被保険者の親族、または被保険者本人であること
 - ご契約者でないこと
- 保険金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①ご契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

●管轄裁判所

このご契約における保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または保険金等の受取人（2人以上いるときは、その代表者とします）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

●時効

保険金等のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から3年を経過しますと、その権利がなくなりますので、ご注意ください。

■生命保険料控除と税金について

●生命保険料控除

お申込みいただいた一時払保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となり、その年の所得税と住民税のご負担が軽減されます。

○生命保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者、その他の親族であるご契約です。

○生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお申込みいただいた保険料の合計額です。

□所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
80,000円をこえるとき	一律に40,000円

□住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
56,000円をこえるとき	一律に28,000円

○生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには、申告が必要です。当社より、「生命保険料控除証明書（一般用）」を発行しますので、次の要領で申告してください。

□給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に、「生命保険料控除証明書（一般用）」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。

□申告納税者

事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付して、2月16日から3月15日の間に税務署に提出し、控除を受けてください。

●解約払戻金に対する課税

解約差益（解約払戻金額と一時払保険料との差額）は一時所得として所得税・住民税の対象となります。

●保険金に対する課税

○死亡保険金を受け取られたとき

ご契約内容	ご契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得） +住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

○介護保険金を受け取られたとき

原則として非課税となります。

●税務取扱上の適用為替レート

この契約にかかる金銭の授受は、全て指定通貨により行われますが、日本において契約される生命保険契約ですので、税法上のお取扱いについては、他の円建の生命保険と同じになります。

円換算時に用いる為替レートは、一般的に次の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。詳しくは、税務署等にご確認ください。

対象		換算基準日	適用為替レート（* 1）
保険料		一時払保険料の受領日	TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金		必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡保険金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB（対顧客電信買相場）（* 2）
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM（対顧客電信仲値）

※特約を付加することにより円で行われた金銭の授受については、実際に授受された円の金額により税務計算します。

* 1 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

* 2 「TTB（対顧客電信買相場）」とは、金融機関で外国通貨を円に替える場合の為替レートのことです。

●税務取扱上のご注意

- 税務のお取扱いについては 2023 年 1 月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額× 2.1%」が課税されます。

約 款

- 指定通貨建特別終身保険普通保険約款
- 保険料円入金特約
- 円支払特約Ⅱ
- 初期死亡時円保証特約
- 年金移行特約
- 年金支払特約
- 円建終身保険移行特約Ⅱ
- 目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ
- 保険契約者代理特約
- 指定代理請求特約
- 情報端末による保険契約の申込等に関する特約

この保険の内容

1. 通貨

第1条 通貨

2. 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

3. 用語の意義

第3条 用語の意義

4. 死亡保険金の支払

第4条 保険金額

第5条 死亡保険金の支払

5. 死亡保険金の請求・支払の時期および場所

第6条 死亡保険金の請求・支払の時期および場所

6. 契約の無効、取消および解除

第7条 不法取得目的による無効

第8条 詐欺による取消

第9条 告知義務

第10条 重大事由による解除

7. 解約

第11条 解約

8. 払戻金の支払

第12条 払戻金の支払

9. 死亡保険金受取人による契約の存続

第13条 死亡保険金受取人による契約の存続

10. 基本保険金額の減額

第14条 基本保険金額の減額

11. 契約者または死亡保険金受取人の変更

第15条 契約者の変更

第16条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更

第17条 遺言による死亡保険金受取人の変更

12. 契約者または死亡保険金受取人の代表者

第18条 契約者または死亡保険金受取人の代表者

13. 契約者の住所の変更

第19条 契約者の住所の変更

14. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

第20条 年齢の計算

第21条 年齢または性別の誤りの処理

15. 契約者配当金

第 22 条 契約者配当金

16. 請求手続

第 23 条 請求手続

17. 管轄裁判所

第 24 条 管轄裁判所

18. 時効

第 25 条 時効

19. 特則

第 26 条 法人契約の特則

第 27 条 認知症・介護保障特則

「別表 1」 基準金利の算出における年数

「別表 2」 逓増率

「別表 3」 解約払戻金

(備 考)

「別表 4」 公的介護保険制度

「別表 5」 要支援または要介護

「別表 6」 要介護 2 以上

「別表 7」 器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態

「別表 8」 薬物依存

「別表 9」 解約払戻金

指定通貨建特別終身保険普通保険約款

この保険の内容

この保険は、市場金利に基づいて積立利率を定める仕組みの、被保険者が死亡したときに、死亡保険金を支払うことを主な内容とした保険料一時払の特別終身保険です。

1. 通貨

第1条 保険契約者（以下「契約者」といいます。）は、この保険契約（以下「契約」といいます。）締結の際、会社の定める取扱範囲内で、この契約に適用される通貨を次の各号から1つ指定するものとします。

- (1) 日本国通貨（以下「円」といいます。）
- (2) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
- (3) オーストラリア通貨（以下「豪ドル」といいます。）
- (4) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）

2. 一時払保険料の払込および死亡保険金の支払等、この契約にかかわる金銭の授受は、すべて前項の規定により契約者の指定する通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行います。

2. 会社の責任開始期

第2条 会社は、次の時から契約上の責任を負います。

- (1) 契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
- (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時

2. 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。

3. 会社が契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。保険証券には、契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

3. 用語の意義

第3条 この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 「基本保険金額」

「基本保険金額」とは、死亡保険金を支払う場合に基準となる金額として、一時払保険料および契約日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算された金額、または契約締結の際に会社の定める金額の範囲内で契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

(2) 「積立金」

「積立金」とは、将来の死亡保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てる金額をいい、積立利率を適用して、経過した年月数により会社の定める方法で計算します。なお、計算に際しては、契約初期費用および死亡保障に必要な費用を控除します。

(3) 「基準金利」

① 「基準金利」とは、「別表1」により定まる期間を残存期間とする指定通貨に応じて次の(ア)から(I)の複利回り（会社が指定する金融情報サービス会社から提供される金利で、これを「指標金利」とします。）を会社の定める方法により計算した平均値をいい、積立利率の設定および市場価格調整率の計算に用います。

(ア) 指定通貨が円の場合

日本国債

(イ) 指定通貨が米ドルの場合

アメリカ合衆国国債

(ウ) 指定通貨が豪ドルの場合

- オーストラリア国債
- (I) 指定通貨がユーロの場合
ユーロ圏国債

②前記①の規定にかかわらず、会社は、将来の運用情勢の変化により前記 (ア) から (I) の複利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど前記 (ア) から (I) の複利回りを指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

(4) 「積立利率」

①「積立利率」とは、基準金利に指定通貨に応じて次の (ア) から (I) の率を増減させた範囲内で会社の定めた率から、契約の締結に必要な費用としての新契約費率、契約の維持に必要な費用としての維持費率および死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いた率をいいます。

- (ア) 指定通貨が円の場合
差し引くときの率は、最大0.5%、加えるときの率は、最大1.5%
- (イ) 指定通貨が米ドルの場合
差し引くときの率は、最大0.5%、加えるときの率は、最大2.0%
- (ウ) 指定通貨が豪ドルの場合
差し引くときの率は、最大0.5%、加えるときの率は、最大2.0%
- (I) 指定通貨がユーロの場合
差し引くときの率は、最大0.5%、加えるときの率は、最大2.0%

②保険期間中は、契約日における積立利率を適用します。

(5) 「第1保険期間」

「第1保険期間」とは、契約日から起算して契約者が契約締結時に会社の定める取扱範囲内で設定した期間をいいます。

(6) 「第2保険期間」

「第2保険期間」とは、第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間をいいます。

4. 死亡保険金の支払

(保険金額)

第4条 この契約の保険金額は、次のとおりとします。

- (1) 第1保険期間の保険金額は、次のとおり計算します。
保険金額＝一時払保険料相当額（基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額）×（100%＋「別表2」に定める逡増率×契約日からの経過年数（1年未満は切り捨て））
- (2) 第2保険期間の保険金額は、基本保険金額とします。

(死亡保険金の支払)

第5条 この契約の死亡保険金の支払は、次のとおりです。

名称	死亡保険金
支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における次のいずれか大きい金額 ①保険金額 ②解約払戻金額
受取人	死亡保険金受取人

免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ②戦争その他の変乱 ③死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。 ④契約者の故意
------	--

2. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、前項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
3. 被保険者が戦争その他の変乱で死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
4. 免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における積立金（第12条（払戻金の支払）の規定によって計算されたその日における解約払戻金額が積立金額を上回る場合には、解約払戻金額とします。以下本項において同じ。）を契約者に支払います。なお、死亡保険金受取人の故意による場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金が支払われない部分の積立金を契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の払戻金の支払はありません。
6. 第4項の場合、第6条（死亡保険金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。

5. 死亡保険金の請求・支払の時期および場所

第6条 死亡保険金の支払事由が生じたときは、契約者またはその死亡保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2. 支払事由が生じた死亡保険金の受取人は、その事由の発生を知ったときは遅滞なく第23条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、死亡保険金を請求して下さい。
3. 死亡保険金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。
4. 死亡保険金を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、契約の締結時から死亡保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、死亡保険金を請求した者に通知をします。
 - (1) 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
死亡保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 死亡保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第10条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の契約締結の目的もしくは死亡保険金請求の意図に関する契約の締結時から死亡保険金請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、死亡保険金を請求した者に通知をします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日

- (2) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
 - (4) 前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日
6. 第4項および第5項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

6. 契約の無効、取消および解除

(不法取得目的による無効)

第7条 契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結したときは、契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(詐欺による取消)

第8条 契約者または被保険者の詐欺により契約を締結したときは、会社は、契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(告知義務)

第9条 会社は、契約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

(重大事由による解除)

第10条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者または死亡保険金受取人がこの契約の死亡保険金を詐取する目的もしくは他人にこの契約の死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が

重大事由により解除される等により、会社の契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 死亡保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの契約を解除することができません。この場合には、会社は、前項各号の事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。もし、すでに死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの契約を解除した場合は、会社は、第12条（払戻金の支払）の規定によって解約払戻金を契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

7. 解約

第11条 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。

2. 前項のほか、契約者は、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前1ヵ月間に申し出ることにより、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日から将来に向かって契約を解約することができます。
3. 契約者が本条の請求をするときは、第23条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。解約した場合には、会社は、第12条（払戻金の支払）の規定によって払戻金を契約者に支払います。

8. 払戻金の支払

第12条 契約の解約払戻金は、その経過した年月日数により「別表3」に定める方法で計算します。

2. 本条の払戻金の請求、支払の時期および場所については、第6条（死亡保険金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。この場合、前条第2項の場合には第6条第3項中、「必要書類が会社に到着した日」とあるのを「被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日」と読み替えます。

9. 死亡保険金受取人による契約の存続

第13条 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、第23条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、会社がその死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その死亡保険金受取人に支払いま

す。

10. 基本保険金額の減額

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって基本保険金額の減額をすることができます。

2. 前項のほか、契約者は、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前1ヵ月間に申し出ることにより、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日から将来に向かって基本保険金額の減額をすることができます。
3. 第1項および第2項の規定により基本保険金額の減額が行われた場合には、減額した基本保険金額の割合に応じて保険金額および積立金額が減額されるものとします。
4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、会社は、減額後の基本保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
5. 基本保険金額を減額した場合には、減額分については契約を解約したものと取り扱います。
6. 契約者が本条の請求をするときは、第23条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

11. 契約者または死亡保険金受取人の変更

(契約者の変更)

第15条 契約者は、被保険者および会社の同意を得て、契約上の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合には、第23条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

第16条 契約者は、死亡保険金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、第23条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 死亡保険金受取人が支払事由発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
5. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
6. 第4項および第5項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による死亡保険金受取人の変更)

第17条 前条に定めるほか、契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 第1項および第2項による死亡保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、第23条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

12. 契約者または死亡保険金受取人の代表者

第18条 この契約につき、契約者または死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明なときは、会社が契約者または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。
3. 契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

13. 契約者の住所の変更

- 第19条 契約者が住所（以下「通信先」を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
2. 前項の通知がなく、契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

14. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

（年齢の計算）

- 第20条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。
2. 被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（年齢または性別の誤りの処理）

- 第21条 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日およびその誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外のときは、会社は、契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により、実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等を行います。
2. 契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法により、実際の性別にもとづいて取り扱います。

15. 契約者配当金

- 第22条 この契約に対する契約者配当金はありません。

16. 請求手続

- 第23条 この普通保険約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2. 解約（払戻金の支払）	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3. 基本保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4. 契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の契約者の印鑑証明書 (3) 変更前の契約者死亡の場合 ①変更前の契約者の戸籍謄本 ②相続人代表者の念書と署名押印者の印鑑証明書 (4) 保険証券
5. 会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 契約者の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書 (4) 保険証券

7. 死亡保険金受取人による契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍謄本および印鑑証明書 (4) 支払うべき金額を支払ったことを証する書類 (5) 保険証券
---------------------	---

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、3の場合には書面によって通知します。また、4、5および6の場合には保険証券に表示します。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体が当該契約の死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下本項において「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、次の第1号および第2号の書類も必要とします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者が死亡保険金の請求内容を確認した書類（これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
 - (2) 受給者本人であることを契約者である団体が確認した書類

17. 管轄裁判所

第24条 この契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

18. 時効

第25条 死亡保険金、払戻金等の請求権は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

19. 特則

(法人契約の特則)

第26条 契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、次の取扱をします。

(1) 介護保険金の受取人の特則

第27条（認知症・介護保障特則）第7項の規定にかかわらず、介護保険金の受取人は契約者とします。この場合、介護保険金の受取人を契約者以外の者に変更することはできません。

(2) 免責規定の特則

第5条（死亡保険金の支払）第1項および第5項ならびに第27条第7項第1号の「契約者」は「契約者である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とします。）」と読み替えます。

(認知症・介護保障特則)

第27条 契約者は、契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、介護保険金または死亡保険金を支払う認知症・介護保障特則を付加することができます。この場合、次のとおりとします。

2. この特則において使用される「基準金額」とは、第1保険期間において死亡保険金および介護保険金を支払う際に基準となる金額をいい、契約締結の際は一時払保険料相当額とします。「基準金額」は、第5項に規定する介護保障割合に応じて、会社の定めるところにより「介護保険金部分の基準金額」「介護保険金部分以外の部分の基準金額」の2つに分けられます。
3. この特則において使用される「介護保障割合」とは、第2保険期間の介護保険金額の計算の際に、基本保険金額に乗じる割合をいい、介護保険金額は、次のとおりとします。
 - (1) 第1保険期間の介護保険金額は、次のとおり計算します。

介護保険金額＝介護保険金部分の基準金額（基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額）×（100%+「別表2」に定める逡増率×契約日からの経過年数（1年未満は切り捨て））

(2) 第2保険期間の介護保険金額は、基本保険金額に介護保障割合を乗じた額とします。

4. 第4条（保険金額）の規定にかかわらず、この特則を付加した場合の第1保険期間の保険金額については、次の(1)と(2)の合計額とします。

(1) 前項に定める第1保険期間の介護保険金額

(2) 介護保険金部分以外の部分の基準金額（基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額）×（100%+「別表2」に定める逡増率×契約日からの経過年数（1年未満は切り捨て））

5. 契約者は、この特則の付加の際、会社の定める取扱範囲内で、介護保障割合を指定してください。なお、指定された介護保障割合は、以後変更することができません。

6. 第3条（用語の意義）については、次のとおりとします。

(1) 第3条第1号中、「死亡保険金」を「死亡保険金および介護保険金」と読み替えます。

(2) 第3条第2号中、「死亡保険金」を「死亡保険金および介護保険金」と読み替えます。

(3) 第3条第2号の規定にかかわらず、積立金の計算に際しては、契約初期費用および死亡・介護保障に必要な費用を控除します。

7. 第5条（死亡保険金の支払）の規定にかかわらず、この契約の保険金の支払は、次のとおりとします。

名称	(1) 介護保険金
支払事由	被保険者が保険期間中に、次の①または②のいずれかに該当したとき ①保険期間中に、次の(ア)および(イ)のいずれにも該当したとき (ア) 責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度（別表4）による要支援または要介護（別表5）の認定を受け、その認定の効力が生じたこと (イ) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度（別表4）による要介護認定を受け、要介護2以上（別表6）に該当していると認定され、その認定の効力が生じたこと ②第2保険期間中に、次の(ア)および(イ)の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、「別表7」に定める器質性認知症に該当したこと (イ) 「別表7」に定める器質性認知症による会社所定の状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していること
支払額	被保険者が介護保険金の支払事由に該当した日における次のいずれか大きい金額 ①介護保険金額 ②介護保険金部分の解約払戻金額
受取人	被保険者
免責事由	次のいずれかにより被保険者が介護保険金の支払事由に該当したとき ①被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の薬物依存（別表8） ④戦争その他の変乱 ⑤契約者の故意または重大な過失

名称	(2) 死亡保険金
支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における次のいずれか大きい金額 ①保険金額 ②解約払戻金額
受取人	死亡保険金受取人

免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ②戦争その他の変乱 ③死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。 ④契約者の故意
------	--

- (3) 介護保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- (4) 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に介護保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (5) 介護保険金が支払われた場合には、次のとおり取り扱います。
- ① 被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時から介護保険金部分は消滅するものとします。
 - ② 前記①の場合は、第4条（保険金額）および第4項の規定にかかわらず、保険金額は、次のとおりとします。
 - (ア) 第1保険期間の保険金額は、次のとおり計算します。
 保険金額＝介護保険金部分以外の部分の基準金額（基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額）×（100%＋「別表2」に定める逡増率×契約日からの経過年数（1年未満は切り捨て））
 - (イ) 第2保険期間の保険金額
 基本保険金額から第3項第2号に規定する第2保険期間の介護保険金額を差し引いた額
 - ③ 前記①の消滅部分に対する解約払戻金およびその他払戻金は支払いません。
 - ④ 介護保険金を支払った以後の介護保険金の支払はありません。
 - ⑤ 前記①から④の規定にかかわらず、介護保障割合が100%である場合には、被保険者が介護保険金の支払事由に該当した時から契約は消滅します。
- (6) 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第2号の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- (7) 被保険者が戦争その他の変乱で死亡した場合または介護保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により死亡し、または介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または介護保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
- (8) 免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における積立金（その日における解約払戻金額が積立金額を上回る場合には、解約払戻金額とします。以下本号において同じ。）を契約者に支払います。なお、死亡保険金受取人の故意による場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金が支払われない部分の積立金を契約者に支払います。
- (9) 前号の規定にかかわらず、契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の払戻金の支払はありません。
- (10) 第8号の場合、第6条（死亡保険金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。
- (11) 免責事由に該当したことによって介護保険金を支払わないときは、契約は継続します。
- (12) 被保険者が責任開始期前にすでに発生していた傷害または疾病によって介護保険金の支払事由に該当した場合でも、その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって介護保険金の支払事由に該当したものとみなして本項の規定を適用します。ただし、その傷害または疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます。
8. 第12条（払戻金の支払）第1項の規定にかかわらず、この契約の解約払戻金は、その経過した年月

日数により「別表9」に定める方法で計算します。

9. この特則の保険金の請求は、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 介護保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書面 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (5) 介護保険金受取人の戸籍抄本 (6) 介護保険金受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
2. 死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券

(2) 会社は、前号の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

10. 本特則のみの解約はできません。
11. 次の各号の場合には、この特則は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (2) 主契約に付加されている円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約により、主契約が円建の終身保険へ移行したとき
12. 公的介護保険制度の改正が行われ、この特則の支払事由に影響を及ぼすときは、会社は主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特則の支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する日の2カ月前までに契約者にその旨を通知します。
13. 第6条については、次のとおりとします。
- (1) 第6条中、「死亡保険金」を「死亡保険金または介護保険金」、「死亡保険金受取人」を「死亡保険金の受取人または介護保険金の受取人」と読み替えます。
 - (2) 第2項中、「第23条（請求手続）」を「第23条（請求手続）または第27条第9項に定める書類」と読み替えます。
14. 第7条（不法取得目的による無効）中、「死亡保険金」を「死亡保険金または介護保険金」と読み替えます。
15. 第10条（重大事由による解除）中、「死亡保険金」を「死亡保険金または介護保険金」、「死亡保険金受取人」を「死亡保険金の受取人または介護保険金の受取人」と読み替えます。
16. 第13条中、「死亡保険金受取人」を「死亡保険金の受取人または介護保険金の受取人」、「死亡保険金」を「死亡保険金または介護保険金」と読み替えます。
17. 第23条第4項中、「死亡保険金」を「死亡保険金または介護保険金」と読み替えます。
18. 第24条中、「死亡保険金」を「死亡保険金または介護保険金」、「死亡保険金受取人」を「死亡保険金の受取人または介護保険金の受取人」と読み替えます。
19. 第25条中、「死亡保険金」を「死亡保険金または介護保険金」と読み替えます。

「別表1」基準金利の算出における年数

基準金利の算出に用いる年数は15年とします。

「別表2」逓増率

保険金額または介護保険金額の計算に用いる逓増率は次のとおりです。

契約年齢	通増率
60歳以下	1.50%
61歳以上70歳以下	1.00%
71歳以上80歳以下	0.50%
81歳以上	0.20%

「別表3」解約払戻金

解約払戻金は積立金をもとに会社の定める方法により次のとおり計算します。

$$\text{解約払戻金} = \text{計算日の積立金} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

市場価格調整率は、次の計算式により計算します。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c} \right)^{k(n-t)/12}$$

ただし、計算日が、契約日から30年経過以後または被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

- ・ i は、契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利
- ・ j は、計算日において i と同様に計算される基準金利
- ・ c は、金利変動等の影響を補正するための率で、0.1%
- ・ k は、契約年齢が70歳以下の場合0.6、71歳以上の場合0.5
- ・ n は、契約日から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間（月数）
- ・ t は、契約日からの経過月数（1ヵ月未満は切り捨て）

（備考）

市場価格調整（MVA = Market Value Adjustment）

市場価格調整は、解約払戻金の支払の際に、解約払戻金に対する資産の時価を反映させる手法であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせる ALM 的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると、資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると、資産価値は増加する性質があります。

「別表4」公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

「別表5」要支援または要介護

「要支援または要介護」とは、平成11年4月30日 厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護1から要介護5までのいずれかまたは要支援1もしくは要支援2の状態をいいます。

「別表6」要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日 厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

「別表7」器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態

1. 「器質性認知症」とは、次の（１）（２）のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。
 - （１）脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - （２）正常に成熟した脳が、（１）による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
2. 前1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
 - （１）「器質性認知症」
 「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）中の神経系のその他の明示された変性疾患（ただし、レビー小体型認知症に限ります。）	G31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- （２）「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
3. 「器質性認知症による会社所定の状態」とは、器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。
4. 前3. の「意識障害」および「見当識障害」とは、次のとおりとします。
 - （１）「意識障害」
 「意識障害」とは、次のようなものをいいます。
 通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。
 意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。
 意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしていいるが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。
 意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。
 - （２）「見当識障害」

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|--|
| ① 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 |
| ② 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 |
| ③ 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。 |

「別表8」薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

「別表9」解約払戻金

認知症・介護保障特則の付加された契約の解約払戻金は、積立金をもとに会社の定める方法により次のとおり計算します。

解約払戻金＝ 介護保険金部分の解約払戻金＋介護保険金部分以外の部分の解約払戻金

介護保険金部分の解約払戻金

＝ 計算日の介護保険金部分の積立金×（1－介護保険金部分の市場価格調整率）

介護保険金部分以外の部分の解約払戻金

＝ 計算日の介護保険金部分以外の部分の積立金×（1－介護保険金部分以外の部分の市場価格調整率）

市場価格調整率は、次の計算式により計算します。

$$\text{介護保険金部分の市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1+i}{1+j+c} \right]^{k' \cdot (n-t)/12}$$

$$\text{介護保険金部分以外の部分の市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1+i}{1+j+c} \right]^{k(n-t)/12}$$

ただし、計算日が、契約日から30年経過以後または被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

- ・ i は、契約に適用されている積立利率を計算するための基準金利
- ・ j は、計算日において i と同様に計算される基準金利
- ・ c は、金利変動等の影響を補正するための率で、0.1%
- ・ k' は、契約年齢が70歳以下の場合0.5、71歳以上の場合0.4
- ・ k は、契約年齢が70歳以下の場合0.6、71歳以上の場合0.5
- ・ n は、契約日から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前日までの期間（月数）
- ・ t は、契約日からの経過月数（1ヵ月未満は切り捨て）

保険料円入金特約

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における外国通貨建の保険料を円により払い込む取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

(特約の適用)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、保険料を円で払い込むことができるものとします。

2. 会社は、円で受領した保険料を、主約款に定める外国通貨建の保険料に換算し、当該外国通貨建の保険料を受領したのものとして、主約款の規定を適用します。

(外国通貨建保険料の算出に用いる為替レート)

第3条 前条に規定する外国通貨建の保険料への換算には、会社が保険料を円で受領する日（以下「受領日」といいます。ただし、その日が、第2項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

この特約の内容

- 第1条 特約の適用
- 第2条 解約払戻金を支払う場合の取扱
- 第3条 死亡給付金を支払う場合の取扱
- 第4条 主契約が積立利率金利連動型年金（米ドル建）の場合の取扱
- 第5条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）の場合の取扱
- 第6条 主契約が積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）の場合の取扱
- 第7条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）の場合の取扱
- 第8条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱
- 第9条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱
- 第10条 主契約が積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）の場合の取扱
- 第11条 主契約が外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱
- 第12条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱
- 第13条 主契約に生存給付金円支払特約（目標額指定型）が付加されている場合の取扱
- 第14条 主契約が指定通貨建終身保険の場合の取扱
- 第15条 主契約に介護前払特約が付加されている場合の取扱
- 第16条 終身保険移行特約により終身保険へ移行した場合の取扱
- 第17条 主契約が指定通貨建特別終身保険の場合の取扱
- 第18条 主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合の取扱
- 第19条 主契約が指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱
- 第20条 主約款の規定の準用

円支払特約Ⅱ

この特約の内容

この特約は、外国通貨建の解約払戻金および死亡給付金等を円により支払う取扱いについて定めたものです。

(特約の適用)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）における外国通貨建の解約払戻金、死亡給付金および免責事由により死亡給付金が支払われない場合の積立金（以下「給付金等」といいます。）の請求の際、給付金等の受取人から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。
2. この特約を主契約に付加した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、外国通貨建の給付金等を円に換算した金額により支払うものとします。

(解約払戻金を支払う場合の取扱い)

- 第2条** 主契約の解約払戻金の請求の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があった場合には、解約払戻金を円により支払います。
2. 円により解約払戻金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、第3項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートをを用いて解約払戻金を円に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(死亡給付金を支払う場合の取扱い)

- 第3条** 死亡給付金の請求の際、死亡給付金受取人から申出があった場合には、死亡給付金を円により支払います。
2. 円により死亡給付金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、第3項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートをを用いて死亡給付金を円に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
 4. 免責事由により死亡給付金が支払われない場合で契約者から申出があったときは、前3項の規定を準用して、主約款に定める金額を円により支払います。

(主契約が積立利率金利連動型年金（米ドル建）の場合の取扱い)

- 第4条** 主契約が積立利率金利連動型年金（米ドル建）の場合で、年金支払開始日において、年金額が会社の定めた金額に達しないことにより契約が消滅したものとみなされた場合には、支払うべき金額を第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱い）の規定を準用して円に換算します。この場合、「解約払戻金」を「支払うべき金額」に、「必要書類が会社の本店に到着した日」を「年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日のいずれか遅い日」と読み替えます。

(主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）の場合の取扱い)

- 第5条** 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）の場合には、次のとおりとします。
1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
 2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。

3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金または高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

（主契約が積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）の場合の取扱）

第6条 主契約が積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）の場合の取扱）

第7条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または高度障害保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金または高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

（主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱）

第8条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合の取扱）

第9条 主契約が予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）の場合の取扱）

第10条 主契約が積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱）

第11条 主契約が外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」、「積立金」

を「責任準備金」と読み替えます。

3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

（主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱）

第12条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合で、年金支払開始日において、年金額が会社の定めた金額に達しないことにより契約が年金支払開始日の前日末に消滅したものとみなされた場合には、年金原資を第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算します。この場合、「解約払戻金」を「年金原資」に、「必要書類が会社の本店に到着した日」を「年金支払開始日または必要書類が会社の本店に到着した日のいずれか遅い日」と読み替えます。

（主契約に生存給付金円支払特約（目標額指定型）が付加されている場合の取扱）

第13条 主契約に生存給付金円支払特約（目標額指定型）が付加されている場合で、生存給付金円支払特約（目標額指定型）の規定により、目標準備金を契約者に払い戻す際、契約者から申出があった場合には、第1条（特約の適用）および第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算して支払います。

（主契約が指定通貨建終身保険の場合の取扱）

第14条 主契約が指定通貨建終身保険の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金、高度障害保険金または介護保険金の受取人」と読み替えます。

（主契約に介護前払特約が付加されている場合の取扱）

第15条 主契約に介護前払特約が付加されている場合で、介護前払保険金の請求の際、介護前払保険金の受取人から申出があった場合には、第1条（特約の適用）および第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）の規定を準用して円に換算して支払います。

（終身保険移行特約により終身保険へ移行した場合の取扱）

第16条 主契約に終身保険移行特約が付加されている場合には、次のとおりとします。

- (1) 第1条（特約の適用）を次のとおり読み替えます。

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている終身保険移行特約における外国通貨建の解約払戻金、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金および免責事由により特約死亡保険金が支払われない場合の特約積立金（以下「保険金等」といいます。）の請求の際、保険金等の受取人から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

2. この特約を主契約に付加した場合には、終身保険移行特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、外国通貨建の保険金等を円に換算した金額により支払うものとします。

- (2) 第2条（解約払戻金を支払う場合の取扱）第1項中、「主契約の」を「主契約に付加されている終身保険移行特約における」と読み替えます。

- (3) 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、次のとおり読み替えます。

- ① 第1項および第2項中、「死亡給付金」を「特約死亡保険金および特約災害死亡保険金」と読み替えます。

- ② 第1項中、「死亡給付金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えます。

- ③ 第4項中、「死亡給付金」を「特約死亡保険金」、「主約款に定める金額」を「終身保険移行特約条項に定める金額」と読み替えます。

(主契約が指定通貨建特別終身保険の場合の取扱)

第17条 主契約が指定通貨建特別終身保険の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または介護保険金」、「給付金等」を「保険金等」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金または介護保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金または介護保険金の受取人」と読み替えます。

(主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合の取扱)

第18条 主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合には、第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

(主契約が指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合の取扱)

第19条 主契約が指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）の場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「死亡給付金等」を「死亡保険金等」と読み替えます。
2. 第1条（特約の適用）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「給付金等」を「保険金等」、「積立金」を「責任準備金」と読み替えます。
3. 第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）中、「死亡給付金」を「死亡保険金」、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

初期死亡時円保証特約 目次

この特約の内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 積立金
- 第3条 死亡保険金の支払額
- 第4条 解約
- 第5条 特約の消滅
- 第6条 主契約において基本保険金額の減額をする場合の取扱
- 第7条 主約款の規定の準用
- 第8条 主契約に保険料円入金特約が付加されている場合の特則

初期死亡時円保証特約

(この特約の内容)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1保険期間中の指定通貨建の死亡保険金を円により支払い、その支払額を最低保証する取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により主契約に付加して締結します。

(積立金)

第2条 主契約の積立金は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約初期費用、死亡保障に必要な費用のほか、主契約の第1保険期間中、死亡保険金の支払額を円で最低保証するための費用を差し引いて算出されます。

(死亡保険金の支払額)

第3条 この特約を付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、主契約の第1保険期間中に支払事由が生じた場合の死亡保険金の支払額は、次のいずれか大きい金額とします。

- (1) 主約款に定める主契約の指定通貨建の死亡保険金の支払額を、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて円に換算した金額
 - (2) 主契約の指定通貨建の一時払保険料を、会社が主契約の一時払保険料を受領する日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて円に換算した金額（以下「初期死亡時円保証額」といいます。）
2. 前項第1号の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
 3. 第1項第2号の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する主契約の一時払保険料を受領する日における対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

(解約)

第4条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(特約の消滅)

第5条 次の各号の場合には、この特約は消滅するものとします。

- (1) 主契約の第1保険期間が満了したとき
- (2) 主契約に付加されている円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約IIまたは円建終身保険移行特約IIにより、主契約が円建終身保険に移行されたとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

(主契約において基本保険金額の減額をする場合の取扱)

第6条 主契約において基本保険金額の減額をする場合には、減額した基本保険金額の割合に応じて初期死亡時円保証額が減額されるものとします。

(主約款の規定の準用)

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(主契約に保険料円入金特約が付加されている場合の特則)

第8条 主契約に保険料円入金特約が付加されている場合には、第3条（死亡保険金の支払額）第1項第2号の規定にかかわらず、円により払い込まれた金額を初期死亡時円保証額とします。

年金移行特約 目次

この特約の内容

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特別勘定
- 第3条 用語の意義
- 第4条 年金の種類および型
- 第5条 年金額
- 第6条 年金および死亡一時金の支払
- 第7条 年金受取人
- 第8条 年金の一括支払
- 第9条 年金または死亡一時金の請求・支払の時期および場所
- 第10条 会社への通知による年金受取人の変更
- 第11条 遺言による年金受取人の変更
- 第12条 告知義務
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 契約者配当金
- 第15条 請求手続
- 第16条 定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合の特則
- 第17条 一時払変額終身保険に付加した場合の特則
- 第18条 積立利率金利連動型終身保険に付加した場合の特則
- 第19条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）に付加した場合の特則
- 第20条 円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険からの移行の場合の特則
- 第21条 積立利率金利連動型終身保険（確定積立金区分型）に付加した場合の特則
- 第22条 積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）に付加した場合の特則
- 第23条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）に付加した場合の特則
- 第24条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則
- 第25条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則
- 第26条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）に付加した場合の特則
- 第27条 外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則
- 第28条 指定通貨建終身保険に付加した場合の特則
- 第29条 終身保険移行特約による終身保険からの移行の場合の特則
- 第30条 指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則
- 第31条 指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則
- 第32条 主約款の規定の準用

年金移行特約

この特約の内容

この特約は、特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金へ移行することを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条** この特約は、主契約の契約日から5年を経過している場合、被保険者の同意を得て、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から主契約の全部を定額の年金へ移行する旨の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。この場合、年金への移行日は、移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。
- この特約の責任開始日は、年金への移行日とします。
 - 年金への移行後の被保険者の年齢は、年金への移行日において、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の年齢の計算の規定を準用して計算します。
 - 第1項の規定によって、この特約が締結されたときに、会社は、年金支払証書を第7条（年金受取人）に規定する年金受取人に交付します。この場合、年金支払証書には、この特約を締結した日を記載せず、この特約の年金への移行日を記載します。
 - 第1項の規定にかかわらず、移行日における被保険者の年齢が会社の定める上限年齢をこえる場合または移行後の年金額が会社の定める金額に満たない場合には、年金への移行は取り扱いません。

(特別勘定)

- 第2条** 特約積立金については、移行日以後特別勘定による運用は行いません。

(用語の意義)

- 第3条** この特約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
- 「特約積立金」
「特約積立金」とは、将来の年金を支払うために積み立てる金額をいいます。移行日始の特約積立金額は、移行日前日における主契約の解約払戻金額とし、移行後は、移行日における会社の定める率等によって計算します。
 - 「年金支払開始日」
「年金支払開始日」とは、第1回年金支払日をいい、年金への移行日とします。
 - 「年金支払日」
「年金支払日」とは、年金支払開始日以後の毎年の応当日をいいます（年金支払開始日を含みません。）。

(年金の種類および型)

- 第4条** この特約により支払われる年金の種類は次のとおりとし、特約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者の申出によって定めます。
- 保証期間付終身年金
保証期間は、会社の定める期間の範囲内から、契約者が指定した期間とします。
 - 年金総額保証付終身年金
被保険者の生死にかかわらず、年金支払の場合には、移行日前日における主契約の解約払戻金額（以下「保証金額」といいます。）を保証します。
 - 確定年金
年金支払期間は、会社の定める期間の範囲内から、契約者が指定した期間とします。
2. この特約の年金の型は、各回の年金額が第1回の年金額と同額である定額型とします。

(年金額)

- 第5条** この特約の年金支払開始日以後に支払われる年金額は、移行日前日における主契約の解約払戻金額にもとづき、移行日の会社の定める率により計算した金額とします。
2. 前項の年金額が会社の定める上限金額をこえることとなる場合には、上限金額を年金額とし、これをこえる部分に対応する特約積立金については、第1回の年金と併せて一時金で第7条（年金受取人）に規定する年金受取人に支払います。
 3. 会社は、毎年の年金支払日に会社所定の年金管理費を特約積立金から控除します。

(年金および死亡一時金の支払)

- 第6条** 会社は、年金支払開始日以後、主約款に定める保険金の支払にかえて、この特約による年金および死亡一時金を受取人に支払います。この特約の年金および死亡一時金の支払は、次のとおりです。

名称	(1) 保証期間付終身年金	
	年金	死亡一時金
支払事由	被保険者が年金支払日に生存しているとき	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき
支払額	年金額	被保険者の死亡した日における保証期間の残存期間に対する未払年金の現価
受取人	第7条（年金受取人）に規定する年金受取人	

名称	(2) 年金総額保証付終身年金	
	年金	
支払事由	年金支払開始日に被保険者が生存しているときであって、次のいずれかに該当したとき ①被保険者が年金支払日に生存していること ②被保険者が年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと	
支払額	年金額	
受取人	第7条に規定する年金受取人	

名称	(3) 確定年金	
	年金	死亡一時金
支払事由	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき
支払額	年金額	被保険者の死亡した日における年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価
受取人	第7条に規定する年金受取人	

2. 保証期間付終身年金においては保証期間経過後に、年金総額保証付終身年金においては保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がなくなった後に、被保険者が死亡したときは、保険契約は消滅します。
3. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 年金受取人は、保証期間付終身年金および確定年金においては、死亡一時金の支払にかえて、年金の継続支払を選択することができます。この場合、保証期間付終身年金においては保証期間の残存期間中の年金支払日に、確定年金においては年金支払期間の残存期間中の年金支払日に、年金を支払います。

(年金受取人)

- 第7条** 年金受取人は、契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人のうちから、契約者が指定するものとし、年金支払開始日に契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 年金受取人が死亡した場合には、年金受取人の法定相続人が年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継します。
 - 前項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。
 - 第2項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、年金受取人としての取扱を受けることができません。
 - 主約款の契約者の住所の変更の規定は、年金支払開始日以後、年金受取人の住所の変更の場合に準用します。

(年金の一括支払)

第8条 年金受取人は、次のとおり年金の種類に応じて年金の一括支払を請求することができます。

(1) 保証期間付終身年金

- 年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、保証期間の残存期間に対する未払年金の現価とします。
- 前記①による年金の一括支払が行われた場合、保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第6条（年金および死亡一時金の支払）第1項に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時に保険契約は消滅します。
- 保証期間中において、被保険者の死亡後に年金を継続して支払っている場合で、前記①による年金の一括支払が行われたときは、保険契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。

(2) 年金総額保証付終身年金

- 年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合、第6条第1項第2号②に該当したときに支払われる将来の年金（以下「受取保証部分」といいます。）の支払にかえて、その受取保証部分の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、受取保証部分の現価とします。
- 前記①による年金の一括支払が行われた場合、受取保証部分の最後の年金支払日後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第6条第1項に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時にこの保険契約は消滅します。

(3) 確定年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価とし、保険契約は、年金の一括支払を行った時に消滅します。

- 年金受取人が本条の年金の一括支払を請求するときは、第15条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
- 本条の年金の一括支払の請求、支払の時期および場所については、第9条（年金または死亡一時金の請求・支払の時期および場所）第3項ないし第6項の規定を準用します。

(年金または死亡一時金の請求・支払の時期および場所)

- 第9条** 死亡一時金の支払事由が生じたときは、契約者またはその死亡一時金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。
- 支払事由が生じた年金または死亡一時金の受取人は、その事由の発生を知ったときは遅滞なく第15条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、年金または死亡一時金を請求して下さい。
 - 年金または死亡一時金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日

を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。

4. 年金または死亡一時金を支払うために年金または死亡一時金の支払事由発生の有無、または主約款の重大事由の解除の規定に定める契約者等が反社会的勢力に該当すると認められること等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることに該当する事実の有無（以下「反社会的勢力に該当する事実の有無」といいます。）の確認が必要な場合において、この特約の締結時から年金または死亡一時金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、年金または死亡一時金の支払事由に該当する事実の有無、または反社会的勢力に該当する事実の有無の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず年金または死亡一時金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金または死亡一時金を請求した者に通知をします。
5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金もしくは死亡一時金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、年金または死亡一時金を請求した者に通知をします。
 - (1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日
 - (2) 前項に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
 - (3) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定
180日
 - (4) 前項に定める事項に関し、契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項に定める事項についての日本国外における調査
180日
6. 前2項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または年金受取人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡一時金を支払いません。

(会社への通知による年金受取人の変更)

- 第10条** 年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。
2. 前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 3. 年金受取人が第1項の通知をするときは、第15条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
 4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による年金受取人の変更)

- 第11条** 前条に定めるほか、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。
2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知し

なければ、これを会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、第15条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

（告知義務）

第12条 会社は、この特約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

（重大事由による解除）

第13条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。この場合、次のとおりとします。

- (1) 主約款の重大事由の解除の規定に定める契約者等が反社会的勢力に該当すると認められること等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることのみ該当した場合で、それに該当した者が年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき年金に対応する部分を解除するものとします。
- (2) この特約を解除するときには、会社は、第8条（年金の一括支払）の規定に準じた支払金を年金受取人に支払います。ただし、前号に該当する場合には、その部分に対応した支払金とします。

（契約者配当金）

第14条 この特約に対する契約者配当金はありません。

（請求手続）

第15条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金支払証書
2. 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書
3. 死亡一時金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金支払証書
4. 会社への通知による年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金支払証書
5. 遺言による年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 年金受取人の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、2の場合には書面によって通知します。また、4および5の場合には年金支払証書に表示します。

（定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合の特則）

第16条 定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「定額終身保険移行特約の規定により定額終身保険に移行している保険契約の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、次のとおりとします。
 - (1) 「主契約の全部」を「定額終身保険移行特約の規定により定額終身保険に移行している保険契約の全部」と読み替えます。
 - (2) 「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌日とします。」と読み替えます。
3. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「主契約の解約払戻金額」を「定額終身保険移行特約の特約積立金額」と読み替えます。
4. 第6条（年金および死亡一時金の支払）中「主約款に定める保険金」を「定額終身保険移行特約に定める特約保険金」と読み替えます。

（一時払変額終身保険に付加した場合の特則）

第17条 一時払変額終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 第3条（用語の意義）第1号中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。
2. 第4条（年金の種類および型）第1項第2号中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。
3. 第5条（年金額）第1項中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。
4. 前条中「主契約の解約払戻金額」を「主契約の積立金額」と読み替えます。

（積立利率金利連動型終身保険に付加した場合の特則）

第18条 積立利率金利連動型終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（市場価格調整適用期間満了日の翌日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、当該市場価格調整適用期間満了日の翌日）」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（市場価格調整適用期間満了日の翌日から年金へ移行する旨の申出があった場合には年金に移行されたとき）」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1項第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中、「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額」と読み替えます。

（予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）に付加した場合の特則）

第19条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、

直後に到来する主契約の予定利率計算基準日)」と読み替えます。

4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には予定利率計算基準日が到来したとき）」と読み替えます。
5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約IIまたは円建終身保険移行特約IIによる円建終身保険からの移行の場合の特則）

第20条 円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約IIまたは円建終身保険移行特約IIが主契約に付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行している場合には、前条、第22条（積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）に付加した場合の特則）、第23条（予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）に付加した場合の特則）、第24条（予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則）または第25条（予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則）の規定を適用せず、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約IIまたは円建終身保険移行特約IIの規定により円建終身保険に移行している保険契約の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、次のとおりとします。
 - (1) 「主契約の全部」を「円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約IIまたは円建終身保険移行特約IIの規定により円建終身保険に移行している保険契約の全部」と読み替えます。
 - (2) 「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日とします。」と読み替えます。
3. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約IIまたは円建終身保険移行特約IIの特約積立金額」と読み替えます。
4. 第6条（年金および死亡一時金の支払）中「主約款に定める保険金」を「円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約IIまたは円建終身保険移行特約IIに定める特約保険金」と読み替えます。

（積立利率金利連動型終身保険（確定積立金区分型）に付加した場合の特則）

第21条 積立利率金利連動型終身保険（確定積立金区分型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「積立利率金利連動型終身保険（確定積立金区分型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（主契約の積

立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、主契約の積立利率計算基準日)」と読み替えます。

3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には積立利率計算基準日が到来したとき）」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1項第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中、「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額」と読み替えます。

（積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）に付加した場合の特則）

第22条 積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の積立利率計算基準日）」と読み替えます。
4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の積立利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には積立利率計算基準日が到来したとき）」と読み替えます。
5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）に付加した場合の特則）

第23条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の予定利率計算基準日）」と読み替えます。
4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった

場合には予定利率計算基準日が到来したとき」と読み替えます。

5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則）

第24条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、直後に到来する主契約の予定利率計算基準日）」と読み替えます。
4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には予定利率計算基準日が到来したとき）」と読み替えます。
5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則）

第25条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合の年金への移行日は、

直後に到来する主契約の予定利率計算基準日)」と読み替えます。

4. 第1条（特約の締結および責任開始期）第4項中、「この特約が締結されたとき」を「この特約が締結されたとき（直後に到来する主契約の予定利率計算基準日から年金へ移行する旨の申出があった場合には予定利率計算基準日が到来したとき）」と読み替えます。
5. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
6. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）に付加した場合の特則）

第26条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則）

第27条 外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到

来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

6. 第6条(年金および死亡一時金)第1項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める給付金および保険金」と読み替えます。

(指定通貨建終身保険に付加した場合の特則)

第28条 指定通貨建終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「指定通貨建終身保険(以下「主契約」といいます。)の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条(特別勘定)の規定は適用しません。
5. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(終身保険移行特約による終身保険からの移行の場合の特則)

第29条 終身保険移行特約が主契約に付加され、主契約がその特約の規定により終身保険に移行している場合には、次のとおりとします。

1. この特約の内容の規定中、「特別勘定で運用する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「終身保険移行特約の規定により終身保険に移行している保険契約の全部について、定額年金」と読み替えます。
2. 第1条(特約の締結および責任開始期)第1項中、次のとおりとします。
 - (1) 「主契約の全部」を「終身保険移行特約の規定により終身保険に移行している保険契約の全部」と読み替えます。
 - (2) 「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日とします。」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日とします。」と読み替えます。
3. 第3条(用語の意義)第1号、第4条(年金の種類および型)第1項第2号および第5条(年金額)第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における終身保険移行特約の特約積立金額」と読み替えます。
4. 第6条(年金および死亡一時金の支払)中「主約款に定める保険金」を「終身保険移行特約に定める特約保険金」と読み替えます。
5. この特約の年金の通貨は、終身保険移行特約による終身保険の通貨と同じとします。
6. 前項の規定にかかわらず、契約者は、終身保険の通貨を円に変更してこの特約による定額の年金への移行をすることができます。この場合、次の通りとします。
 - (1) 定額の年金へ移行後の通貨は円とし、この特約による年金および死亡一時金の支払等、移行後の定額の年金に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。

- (2) 移行日における終身保険の特約積立金額は、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて円に換算した額とします。
- (3) 前号の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則)

第30条 指定通貨建特別終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「指定通貨建特別終身保険（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則)

第31条 指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

1. 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
2. この特約の内容の規定中「特別勘定で運用する主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、一般勘定で運用する定額年金」を「指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）（以下「主契約」といいます。）の全部について、定額年金」と読み替えます。
3. 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項中、「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日の翌営業日の翌日」を「移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日」と読み替えます。
4. 第2条（特別勘定）の規定は適用しません。
5. 第3条（用語の意義）第1号、第4条（年金の種類および型）第1項第2号および第5条（年金額）第1項中「移行日前日における主契約の解約払戻金額」を「移行日における主契約の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで円に換算した額」と読み替えます。この場合、会社所定の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
6. 第6条（年金および死亡一時金）第1項中、「主約款に定める保険金」を「主約款に定める給付金お

よび保険金」と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第32条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

この特約の内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金の設定
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金の種類
- 第5条 年金額の計算
- 第6条 年金支払日
- 第7条 年金の一括支払
- 第8条 年金受取人の変更
- 第9条 年金の請求・支払の時期および場所
- 第10条 特約の消滅とみなす場合
- 第11条 特約の解約
- 第12条 年金支払期間の変更
- 第13条 法定相続人の代表者
- 第14条 年金受取人の住所の変更
- 第15条 契約者配当金
- 第16条 請求手続
- 第17条 管轄裁判所
- 第18条 時効
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 この特約が付加された主契約に定額終身保険移行特約が付加されている場合の特則
- 第22条 一時払生前給付保険（3大疾病保障・低解約払戻金型）に付加した場合の特則
- 第23条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）に付加した場合の特則
- 第24条 一時払3大疾病保険（初期低解約払戻金型）に付加した場合の特則
- 第25条 積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）に付加した場合の特則
- 第26条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）に付加した場合の特則
- 第27条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則
- 第28条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則
- 第29条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）に付加した場合の特則
- 第30条 外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則
- 第31条 指定通貨建終身保険に付加した場合の特則
- 第32条 指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則
- 第33条 指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則

年金支払特約

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金の一時支払にかえて、その金額の全部または一部を年金で支払うことを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、次の場合に、主契約に付加して締結します。

- (1) 主契約の保険金の支払事由発生前は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出があったとき。
 - (2) 主契約の保険金の支払事由発生後は、主契約の保険金の受取人の申出があったとき。ただし、主契約の保険金の支払後は、この特約を締結することはできません。
2. 主契約締結後にこの特約が締結されたときは、保険証券に表示（年金支払証書の交付にかえることがあります。）します。この場合、特約を締結した日を記載せず、保険証券の場合にはこの特約の付加の日を、年金支払証書の場合にはこの特約の年金基金の設定日を記載します。
3. 主契約の保険金の受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約が締結されていたものとして取り扱います。

（年金基金の設定）

第2条 この特約が締結されたときは、主契約の保険金の全部または一部を充当し、年金基金を設定します。年金基金の設定日は次のとおりとします。

- (1) この特約の締結が、主契約の保険金の支払事由発生日前の場合
主契約の保険金の支払事由発生日
 - (2) この特約の締結が、主契約の保険金の支払事由発生日以後の場合
この特約を締結した日
2. 年金基金が設定されたときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に交付します。

（年金受取人）

第3条 年金受取人は、主契約の保険金の受取人と同一人とします。この場合、年金受取人を主契約の保険金の受取人以外の者に変更することはできません。

（年金の種類）

第4条 年金の種類は、確定年金とし、会社所定の範囲内から契約者または主契約の保険金の受取人が指定した期間（以下「年金支払期間」といいます。）中、一定金額の年金を支払います。

（年金額の計算）

第5条 この特約の年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。

2. 年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金支払の取扱は行いません。この場合、主契約の保険金の受取人に主契約の保険金を支払ってこの特約は消滅します。

（年金支払日）

第6条 年金は、次に定めるところにより支払います。

- (1) 第1回年金支払日
年金基金の設定日
- (2) 第2回以後の年金支払日
第1回年金支払日の年単位の応当日

(年金の一括支払)

- 第7条** 年金受取人は、第1回年金支払日以後、年金支払期間中に限り、将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対応する未払年金の現価の一括支払を請求することができます。この場合には、第16条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
2. 前項の支払を行ったときは、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が2人以上ある場合に年金の一括支払が行われたときは、その年金受取人の年金に関する権利が消滅するものとします。
 3. 本条の年金の一括支払の請求、支払の時期および場所については、第9条（年金の請求・支払の時期および場所）第2項の規定を準用します。

(年金受取人の変更)

- 第8条** 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
2. 前項の場合、年金受取人の法定相続人が、年金受取人が死亡したことを知ったときは、遅滞なく会社に通知して下さい。また、年金受取人の法定相続人は、年金受取人が死亡したことを知ったときは、遅滞なく第16条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
 3. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人にこの特約の年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(年金の請求・支払の時期および場所)

- 第9条** この特約にもとづく支払は、第16条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して請求して下さい。
2. 年金の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第10条** 主契約が保険金の支払事由発生以外の事由により消滅したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(特約の解約)

- 第11条** 契約者は、主契約の保険金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 主契約の保険金の支払事由発生前にこの特約が付加されていた場合、年金受取人は、年金基金の設定時以後、第1回の年金における、第9条（年金の請求・支払の時期および場所）に定める支払の時期前に限り、主契約の保険金の支払事由発生時にさかのぼって、この特約を解約することができます。

(年金支払期間の変更)

- 第12条** 契約者は、主契約の保険金の支払事由発生前に限り、年金支払期間の変更を請求することができます。
2. 主契約の保険金の支払事由発生前にこの特約が付加されていた場合、年金受取人は、年金基金の設定時以後、第1回の年金における、第9条（年金の請求・支払の時期および場所）に定める支払の時期前に限り、年金基金の設定時にさかのぼって、年金支払期間の変更を請求することができます。
 3. 前2項の年金支払期間の変更において、変更後の年金支払期間は、会社所定の期間の範囲内から選択することを要します。また、変更後の年金額が会社の定めた金額に満たない場合には、この取扱をしません。
 4. 契約者または年金受取人が本条の変更を請求するときは、第16条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

(法定相続人の代表者)

第13条 第8条（年金受取人の変更）第1項の場合において、年金受取人の法定相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明なときは、会社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の法定相続人に対してもその効力を生じます。

(年金受取人の住所の変更)

第14条 年金受取人が住所（以下「通信先」を含みます。）を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。

2. 前項の通知がなく、年金受取人の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

(契約者配当金)

第15条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第16条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書
2. 年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書
3. 年金支払期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
4. 年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金支払証書 (3) 変更前の年金受取人の戸籍謄本 (4) 相続人代表者の念書と署名押印者の印鑑証明書

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、3の場合には書面によって通知します。また、4の場合には年金支払証書に表示します。

(管轄裁判所)

第17条 この特約における年金の請求に関する訴訟については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の管轄裁判所の規定を準用します。

(時効)

第18条 年金の請求権は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(重大事由による解除)

第19条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。この場合、この特約を解除するときには、会社は、第7条（年金の一括支払）の規定に準じた支払金を年金受取人に支払います。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(この特約が付加された主契約に定額終身保険移行特約が付加されている場合の特則)

第21条 この特約が付加された主契約に定額終身保険移行特約が付加されている場合には、この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「定額終身保険移行特約の特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と読み替えます。

(一時払生前給付保険（3大疾病保障・低解約払戻金型）に付加した場合の特則)

第22条 一時払生前給付保険（3大疾病保障・低解約払戻金型）にこの特約を付加した場合には、この特約中、「保険金」とあるのを「その給付金」と読み替えます。

(予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）に付加した場合の特則)

第23条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条（年金基金の設定）に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と読み替えます。

(一時払3大疾病保険（初期低解約払戻金型）に付加した場合の特則)

第24条 一時払3大疾病保険（初期低解約払戻金型）にこの特約を付加した場合には、この特約中、「保険金」とあるのを「その給付金」と読み替えます。

(積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）に付加した場合の特則)

第25条 積立利率金利連動型終身保険（米ドル建・確定積立金区分型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条（年金基金の設定）に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。

①前2号の規定は適用しません。

②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と読み替えます。

(予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）に付加した場合の特則)

第26条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

(1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。

(2) 第2条（年金基金の設定）に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。

(3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。

①前2号の規定は適用しません。

②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と読み替えます。

(予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則)

第27条 予定利率金利連動型一時払終身保険（米ドル建・初期死亡保険金抑制型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

(1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。

(2) 第2条（年金基金の設定）に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。

(3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。

①前2号の規定は適用しません。

②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と読み替えます。

(5) 主契約に介護前払特約が付加されている場合には、介護前払特約の介護前払保険金の取扱においては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「介護前払特約の介護前払保険金」と読み替えます。

(予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）に付加した場合の特則)

第28条 予定利率金利連動型一時払終身保険（豪ドル建・初期死亡保険金抑制型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条（年金基金の設定）に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約が付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と読み替えます。
- (5) 主契約に介護前払特約が付加されている場合には、介護前払特約の介護前払保険金の取扱いにおいては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「介護前払特約の介護前払保険金」と読み替えます。

(積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）に付加した場合の特則)

第29条 積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条（年金基金の設定）に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則)

第30条 外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条（年金基金の設定）に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とし

ます。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(指定通貨建終身保険に付加した場合の特則)

第31条 指定通貨建終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱが付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約保険金」と読み替えます。
- (5) 主契約に介護保険金特則または認知症・介護保険金特則が付加されている場合には、主契約の介護保険金の取扱においては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の介護保険金」と読み替えます。

(指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則)

第32条 指定通貨建特別終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条(年金基金の設定)に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- (4) この特約が付加された主契約に円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約、目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱが付加され、主契約がその特約の規定により円建終身保険に移行されている場合には、次のとおりとします。
 - ①前2号の規定は適用しません。
 - ②この特約中、「主契約の保険金」とあるのを「特約保険金」と読み替えます。
- (5) 主契約に介護保障特則または認知症・介護保障特則が付加されている場合には、主契約の介護保険金の取扱においては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の介護保険金」と読み替えます。
- (6) 主契約に介護前払特約が付加されている場合には、介護前払特約の介護前払保険金の取扱においては、この特約条項中、「主契約の保険金」とあるのを「介護前払特約の介護前払保険金」と

読み替えます。

- (7) 主契約に初期死亡時円保証特約が付加されている場合には、第2号および第3号の規定は適用しません。

(指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）に付加した場合の特則)

第33条 指定通貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、この特約により支払う年金の通貨は円とし、この特約に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 第2条（年金基金の設定）に定める年金基金の設定に際しては、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートで主契約の保険金の全部または一部を円に換算した額が年金基金に充当されるものとします。
- (3) 前号の為替レートは、年金基金の設定の申出を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

この特約の内容

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 移行日以後の取り扱い
- 第3条 特約保険金の支払
- 第4条 特約保険金の請求・支払の時期および場所
- 第5条 特約の解約
- 第6条 特約の払戻金の支払
- 第7条 特約死亡保険金額の減額
- 第8条 告知義務
- 第9条 重大事由による解除
- 第10条 契約者配当金
- 第11条 請求手続
- 第12条 特約保険金の受取人によるこの特約の存続
- 第13条 法人契約の特則
- 第14条 指定通貨建終身保険に付加した場合の特則
- 第15条 指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則
- 第16条 主約款の規定の準用

「別表1」対象となる不慮の事故

表1 急激・偶発・外来の定義

表2 分類項目

(備考)

「別表2」対象となる感染症

「別表3」公的介護保険制度

「別表4」要介護2以上

「別表5」要介護状態

「別表6」器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態

「別表7」薬物依存

円建終身保険移行特約Ⅱ

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部について、円建の終身保険へ移行することを主な内容とするものです。

（特約の締結および責任開始期）

- 第1条** この特約は、主契約の契約日から1年を経過している場合、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から主契約の全部を円建終身保険へ移行する旨の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。この場合、円建終身保険への移行日は、移行の申出に必要な書類を会社の本店が受け付けた日とします。
- 前項のほか、契約者は、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日の前1ヵ月間に申し出ることにより、被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日を移行日とすることができます。
 - この特約の責任開始日は、円建終身保険への移行日とします。
 - 主契約に介護保険金特則が付加されていない場合または移行日の前日において主契約の介護保険金部分が消滅している場合には、この特約条項中の特約介護保険金に関する規定は適用しません。
 - 第1項または第2項の規定によって、この特約が締結されたときに、会社は、保険証券にその旨を表示します。保険証券には、この特約を締結した日を記載せず、この特約の円建終身保険への移行日を記載します。

（移行日以後の取り扱い）

- 第2条** 前条の規定により円建終身保険への移行が行われた場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、移行日以後は、次条以下に定めるほか、次のとおり取り扱います。
- 円建終身保険の通貨は円とし、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金および特約介護保険金（以下総称して「特約保険金」といいます。）の支払等、移行後の円建終身保険に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
 - 将来の特約保険金を支払うために積み立てる金額を特約積立金といい、特約積立金額は次のとおりとします。
 - 移行日の特約積立金額は、移行日における主契約の外国通貨建の解約払戻金額を、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて円に換算した額とします。
 - 前①の為替レートは、移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
 - 移行日の特約介護保険金部分の特約積立金額は、移行日における主契約の介護保険金部分の外国通貨建の解約払戻金額を、①に規定する会社所定の為替レートを用いて円に換算した額とします。
 - 移行後の特約積立金額（特約介護保険金部分の特約積立金額を含みます。）は、移行日における会社の定める率によって計算します。
 - 主約款第1条（通貨）、第3条（用語の意義）、第4条（保険金額）、第5条（保険金の支払）、第10条（告知義務違反による解除）、第13条（解約）、第14条（払戻金の支払）および第16条（基本保険金額の減額）の規定は適用しません。

（特約保険金の支払）

- 第3条** 会社は、円建終身保険への移行日以後、主約款（主契約に介護保険金特則が付加されている場合は、その特則を含みます。）に定める保険金の支払にかえて、この特約による特約保険金を受取人に支払

います。この特約の特約保険金の支払は、次のとおりです。

名称	(1) 特約死亡保険金
支払事由	被保険者が移行日以後の保険期間中に死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における特約積立金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人（特約死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①主契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺 ②主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金の受取人に支払います。 ③契約者の故意

名称	(2) 特約災害死亡保険金
支払事由	被保険者が移行日以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①移行日以後に発生した「別表1」に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②移行日以後に発病した「別表2」に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における特約積立金額×10%
受取人	主契約の死亡保険金受取人（特約災害死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が特約災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、特約災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約災害死亡保険金の受取人に支払います。 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱

名称	(3) 特約介護保険金
支払事由	被保険者が主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、移行日以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度（別表3）による要介護認定を受け、要介護2以上（別表4）に該当していると認定されたとき ②次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア)「別表5」に定める会社の定める要介護状態（以下「要介護状態」といいます。）に該当したこと (イ) 要介護状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していること ③次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア)「別表6」に定める器質性認知症に該当したこと (イ)「別表6」に定める器質性認知症による会社所定の状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していること
支払額	被保険者が支払事由に該当した日における特約介護保険金部分の特約積立金額
受取人	主契約の介護保険金の受取人（特約介護保険金の受取人を主契約の介護保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）

免責事由	次のいずれかにより被保険者が介護保険金の支払事由に該当したとき ①被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の薬物依存（別表7） ④主契約の介護保険金受取人の故意または重大な過失 ⑤契約者の故意または重大な過失
------	--

2. 特約介護保険金の支払は、主契約に介護保険金特則が付加されている場合で、円建終身保険への移行日の前日において主契約の介護保険金部分が消滅していないときに限ります。
3. 特約死亡保険金または特約災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約介護保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 特約介護保険金が支払われた場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した時からこの特約のうち特約介護保険金部分は消滅するものとします。
 - (2) 前号の消滅部分に対する解約払戻金およびその他払戻金は支払いません。
 - (3) 特約介護保険金を支払った以後の特約介護保険金の支払はありません。
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、特約介護保険金として特約積立金額の全部を支払った場合には、被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した時から保険契約は消滅します。
5. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金または特約災害死亡保険金を支払います。
6. 被保険者が戦争その他の変乱で死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約災害死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
7. 被保険者が地震、噴火または津波により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約災害死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
8. 免責事由に該当したことによって特約死亡保険金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における特約積立金（主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失による場合で、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金が支払われない部分の特約積立金）を契約者に支払います。ただし、契約者の故意によるときは支払いません。
9. 前項の場合、第4条（特約保険金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。
10. 免責事由に該当したことによって特約介護保険金を支払わないときは、保険契約は継続します。
11. 被保険者が、移行日前に第1項第3号の支払事由の規定の②（ア）に該当したと医師によって診断確定された場合でも、移行日以後の保険期間中に同号の支払事由の規定の②（イ）を満たすことが医師によって診断確定されたときは、移行日以後の保険期間中に同号の支払事由の規定の②（ア）および②（イ）を満たすことが医師によって診断確定されたものとみなして取り扱います。
12. 被保険者が、移行日前に第1項第3号の支払事由の規定の③（ア）に該当したと医師によって診断確定された場合でも、移行日以後の保険期間中に同号の支払事由の規定の③（イ）を満たすことが医師によって診断確定されたときは、移行日以後の保険期間中に同号の支払事由の規定の③（ア）および③（イ）を満たすことが医師によって診断確定されたものとみなして取り扱います。
13. 被保険者が主契約の責任開始期前にすでに発生していた傷害または疾病によって特約介護保険金の支払事由に該当した場合でも、その傷害または疾病について、主契約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって特約介護保険金の支払事由に該当したものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その傷害または疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます。
14. 公的介護保険制度の改正が行われ、特約介護保険金の支払事由に影響を及ぼすときは、会社は主務官庁の認可を得て、将来に向かって特約介護保険金の支払事由を変更することがあります。この場合、

支払事由を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

(特約保険金の請求・支払の時期および場所)

- 第4条** 特約保険金の支払事由が生じたときは、契約者またはその特約保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。
2. 支払事由が生じた特約保険金の受取人は、遅滞なく第11条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、特約保険金を請求して下さい。
 3. 特約保険金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。
 4. 特約保険金を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金を請求した者に通知をします。
 - (1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 特約保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、主約款の重大事由の解除の規定に定める契約者等が反社会的勢力に該当すると認められること等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
 5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、特約保険金を請求した者に通知をします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日
 - (2) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
 - (4) 前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日
 6. 前2項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

(特約の解約)

第5条 契約者は、いつでも将来に向かって特約を解約することができます。この場合には、第11条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。解約した場合には、会社は、第6条（特約の払戻金の支払）の規定によって払戻金を契約者に支払い、保険契約は消滅します。

(特約の払戻金の支払)

第6条 特約の解約払戻金は、特約積立金額とし、移行日からその経過した年月数により計算します。

2. 本条の払戻金の請求、支払の時期および場所については、第4条（特約保険金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。

(特約死亡保険金額の減額)

第7条 契約者は、いつでも将来に向かって特約死亡保険金額の減額をすることができます。この場合には、第11条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

2. 前項の減額をした場合、特約積立金額（特約介護保険金部分の特約積立金額を含みます。）は、減額前の特約死亡保険金額に対する減額後の特約死亡保険金額と同じ割合で減額されるものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、会社は、減額後の特約死亡保険金額が会社の定める限度を下回る場合には、この取扱をしません。
4. 特約死亡保険金額を減額した場合には、減額分については特約を解約したものと取り扱います。

(告知義務)

第8条 会社は、この特約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

(重大事由による解除)

第9条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

(契約者配当金)

第10条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第11条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 特約死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2. 特約災害死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (5) 特約災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 特約災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
3. 特約介護保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書面 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (5) 特約介護保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券

4. 解約（払戻金の支払）	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5. 特約死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 特約保険金の受取人によるこの特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 請求する特約保険金の受取人の戸籍謄本および印鑑証明書 (4) 支払うべき金額を支払ったことを証する書類 (5) 保険証券

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、5の場合には書面によって通知します。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を契約者および特約保険金の受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、契約者である団体が当該特約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下本項において「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約保険金の請求の際、次の第1号および第2号の書類も必要とします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者が特約保険金の請求内容を確認した書類（これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）
 - (2) 受給者本人であることを契約者である団体が確認した書類

(特約保険金の受取人によるこの特約の存続)

第12条 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たすこの特約の特約保険金の受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、前条に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約保険金の支払事由が生じ、会社がその特約保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その特約保険金の受取人に支払います。

(法人契約の特則)

第13条 主契約に法人契約の特則が適用される場合には、次の取扱をします。

(1) 免責規定の特則

第3条（特約保険金の支払）の「契約者」は「契約者である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とする。）」と読み替えます。

(指定通貨建終身保険に付加した場合の特則)

第14条 認知症・介護保険金特則が付加されている指定通貨建終身保険にこの特約を付加した場合には、第1条（特約の締結および責任開始期）第4項、第3条（特約保険金の支払）第1項および第3条第2項中「介護保険金特則」とあるのを「認知症・介護保険金特則」と読み替えます。

(指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則)

第15条 指定通貨建特別終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。

- (1) 主契約に介護保障特則が付加されている場合には、第1条（特約の締結および責任開始期）第4項、第3条（特約保険金の支払）第1項および第3条第2項中「介護保険金特則」とあるのを「介護保障特則」と読み替えます。
- (2) 主契約に認知症・介護保障特則が付加されている場合には、第1条第4項、第3条第1項および第3条第2項中「介護保険金特則」とあるのを「認知症・介護保障特則」と読み替えます。
- (3) 第2条（移行日以後の取り扱い）第3号を次のとおり読み替えます。
 - (3) 主約款第1条（通貨）、第3条（用語の意義）、第4条（保険金額）、第5条（死亡保険金の支払）、第11条（解約）、第12条（払戻金の支払）および第14条（基本保険金額の減額）の規定は適用しません。
- (4) 第3条（特約保険金の支払）第1項第3号の支払事由の規定を次のとおり読み替えます。

支払事由	被保険者が主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、移行日以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度（別表3）による要介護認定を受け、要介護2以上（別表4）に該当していると認定されたとき ②主契約の第2保険期間に相当する期間中に、次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア)「別表6」に定める器質性認知症に該当したこと (イ)「別表6」に定める器質性認知症による会社所定の状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していること
------	---

- (5) 第3条第11項中「移行日前」とあるのを「移行日前かつ主契約の第2保険期間に相当する期間」と読み替えます。
- (6) 第3条第12項の規定は適用しません。

(主約款の規定の準用)

第16条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

「別表1」 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます。（ただし、表2中の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するものなど身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（備考1.） （W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引>（W78）、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引>（W79）、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引>（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火及び火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（備考2.3.）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（備考3.）	
・ 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

(備考)

- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

「別表2」 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 [さいきんせいせきり]	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎 [きゅうせいかいはくずいえん] <ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡 [とうそう]	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。))は、「対象となる感染症」に含めます。

「別表3」 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

「別表4」 要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日 厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

「別表5」 要介護状態

「要介護状態」とは、常時寝たきり状態で、下表の(1)に該当し、かつ、下表の(2)～(5)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (3) 入浴が自分ではできない。
- (4) 食物の摂取が自分ではできない。
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

「別表6」 器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態

1. 「器質性認知症」とは、次の(1)(2)のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。
 - (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること
2. 前1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G31）中の神経系のその他の明示された変性疾患（ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。）	G31.8

2013 年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 「器質性認知症による会社所定の状態」とは、器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

4. 前 3. の「意識障害」および「見当識障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「意識障害」

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

(2) 「見当識障害」

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

① 時間の見当識障害

：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

② 場所の見当識障害

：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

③ 人物の見当識障害

：日頃接している周囲の人の認識ができない。

「別表7」 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

この特約の内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 目標額の設定および変更
- 第3条 円建終身保険への移行
- 第4条 移行日以後の取り扱い
- 第5条 特約保険金の支払
- 第6条 特約保険金の請求・支払の時期および場所
- 第7条 特約の解約
- 第8条 特約の払戻金の支払
- 第9条 特約死亡保険金額の減額
- 第10条 告知義務
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 契約者配当金
- 第13条 請求手続
- 第14条 特約保険金の受取人によるこの特約の存続
- 第15条 法人契約の特則
- 第16条 指定通貨建終身保険に付加した場合の特則
- 第17条 指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則
- 第18条 主約款の規定の準用

「別表1」対象となる不慮の事故

表1 急激・偶発・外来の定義

表2 分類項目

(備考)

「別表2」対象となる感染症

「別表3」公的介護保険制度

「別表4」要介護2以上

「別表5」要介護状態

「別表6」器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態

「別表7」薬物依存

目標額到達時円建終身保険移行特約II

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の解約払戻金額を円に換算した額が、保険契約者の申出によりあらかじめ設定された目標額に到達した場合に、主契約の全部を円建の終身保険へ自動的に移行することを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条** この特約は、主契約締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始の日以後、契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 - 本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券にその旨を表示します。この場合、この特約を締結した日を記載せず、この特約の付加日（主契約締結の際の場合は契約日、主契約の責任開始の日以後の場合はこの特約の承諾の日）を記載します。

(目標額の設定および変更)

- 第2条** 契約者は、この特約を付加する際に、目標額を設定することを要します。
- 前項の目標額は、次の各号の円換算一時払保険料に会社の定める範囲内で契約者が指定した割合を乗じた金額とします。ただし、主契約の基本保険金額の減額が行われていた場合は、契約日における基本保険金額に対する減額後の基本保険金額の割合をさらに乗じた金額とします。
 - 主契約の一時払保険料を外国通貨により払い込んでいた場合
主契約の一時払保険料を、主契約の契約日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レート（以下「保険料円換算為替レート」といいます。）を用いて円に換算した金額
 - 主契約の一時払保険料を円により払い込んでいた場合
円により払い込まれた一時払保険料の額
 - 前項第1号の保険料円換算為替レートは、主契約の契約日において、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
 - 契約者は、移行日前に限り、第2項の指定した割合を変更することができます。
 - 移行日前に主契約の介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われた場合は、支払われた介護保険金額に相当する基本保険金額が減額されたものとみなして第2項の規定を適用します。

(円建終身保険への移行)

- 第3条** この特約の付加日以後かつ主契約の契約日からその日を含めて1年経過以後の各営業日（会社が指標として指定する金融機関の営業日に限ります。）において、主契約の外国通貨建の解約払戻金額を、その日における会社所定の為替レート（以下「目標額到達判定為替レート」といいます。）を用いて円に換算した金額が目標額以上となったときは、その日を移行日として主契約の全部を円建終身保険に移行します。
- 前項の目標額到達判定為替レートは、その日における、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
 - この特約の責任開始日は、円建終身保険への移行日とします。
 - 主契約に介護保険金特則が付加されていない場合または移行日の前日において主契約の介護保険金部分が消滅している場合には、この特約条項中の特約介護保険金に関する規定は適用しません。
 - 本条の規定によって円建終身保険へ移行された場合には、会社はその旨を書面によって契約者に通知します。

(移行日以後の取り扱い)

- 第4条** 前条の規定により円建終身保険への移行が行われた場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、移行日以後は、次条以下に定めるほか、次のとおり取り扱います。
- (1) 円建終身保険の通貨は円とし、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金および特約介護保険金（以下総称して「特約保険金」といいます。）の支払等、移行後の円建終身保険に係る金銭の支払は、すべて円をもって行います。
- (2) 将来の特約保険金を支払うために積み立てる金額を特約積立金といい、特約積立金額は次のとおりとします。
- ① 移行日の特約積立金額は、移行日における主契約の外国通貨建の解約払戻金額を、第3条（円建終身保険への移行）に規定する目標額到達判定為替レートを用いて円に換算した額とします。
 - ② 移行日の特約介護保険金部分の特約積立金額は、移行日における主契約の介護保険金部分の外国通貨建の解約払戻金額を、第3条に規定する目標額到達判定為替レートを用いて円に換算した額とします。
 - ③ 移行後の特約積立金額（特約介護保険金部分の特約積立金額を含みます。）は、移行日における会社の定める率によって計算します。
- (3) 主約款第1条（通貨）、第3条（用語の意義）、第4条（保険金額）、第5条（保険金の支払）、第10条（告知義務違反による解除）、第13条（解約）、第14条（払戻金の支払）および第16条（基本保険金額の減額）の規定は適用しません。

(特約保険金の支払)

- 第5条** 会社は、円建終身保険への移行日以後、主約款（主契約に介護保険金特則が付加されている場合は、その特則を含みます。）に定める保険金の支払にかえて、この特約による特約保険金を受取人に支払います。この特約の特約保険金の支払は、次のとおりです。

名称	(1) 特約死亡保険金
支払事由	被保険者が移行日以後の保険期間中に死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における特約積立金額
受取人	主契約の死亡保険金受取人（特約死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①主契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺 ②主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金の受取人に支払います。 ③契約者の故意

名称	(2) 特約災害死亡保険金
支払事由	被保険者が移行日以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ①移行日以後に発生した「別表1」に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②移行日以後に発病した「別表2」に定める感染症を直接の原因として死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日における特約積立金額×10%
受取人	主契約の死亡保険金受取人（特約災害死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）

免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が特約災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、特約災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約災害死亡保険金の受取人に支払います。 ③被保険者の犯罪行為 ④被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱
------	---

名称	(3) 特約介護保険金
支払事由	被保険者が主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、移行日以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度（別表3）による要介護認定を受け、要介護2以上（別表4）に該当していると認定されたとき ②次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア)「別表5」に定める会社の定める要介護状態（以下「要介護状態」といいます。）に該当したこと (イ) 要介護状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していること ③次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア)「別表6」に定める器質性認知症に該当したこと (イ)「別表6」に定める器質性認知症による会社所定の状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していること
支払額	被保険者が支払事由に該当した日における特約介護保険金部分の特約積立金額
受取人	主契約の介護保険金の受取人（特約介護保険金の受取人を主契約の介護保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）
免責事由	次のいずれかにより被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当したとき ①被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の薬物依存（別表7） ④主契約の介護保険金の受取人の故意または重大な過失 ⑤契約者の故意または重大な過失

2. 特約介護保険金の支払は、主契約に介護保険金特則が付加されている場合で、円建終身保険への移行日の前日において主契約の介護保険金部分が消滅していないときに限ります。
3. 特約死亡保険金または特約災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約介護保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 特約介護保険金が支払われた場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した時からこの特約のうち特約介護保険金部分は消滅するものとします。
 - (2) 前号の消滅部分に対する解約払戻金およびその他払戻金は支払いません。
 - (3) 特約介護保険金を支払った以後の特約介護保険金の支払はありません。
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、特約介護保険金として特約積立金額の全部を支払った場合には、被保険者が特約介護保険金の支払事由に該当した時から保険契約は消滅します。
5. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金または特約災害死亡保険金を支払います。
6. 被保険者が戦争その他の変乱で死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約災害

死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。

7. 被保険者が地震、噴火または津波により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約災害死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
8. 免責事由に該当したことによって特約死亡保険金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における特約積立金（主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失による場合で、その者が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金が支払われない部分の特約積立金）を契約者に支払います。ただし、契約者の故意によるときは支払いません。
9. 前項の場合、第6条（特約保険金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。
10. 免責事由に該当したことによって特約介護保険金を支払わないときは、保険契約は継続します。
11. 被保険者が、移行日前に第1項第3号の支払事由の規定の②（ア）に該当したと医師によって診断確定された場合でも、移行日以後の保険期間中に同号の支払事由の規定の②（イ）を満たすことが医師によって診断確定されたときは、移行日以後の保険期間中に同号の支払事由の規定の②（ア）および②（イ）を満たすことが医師によって診断確定されたものとみなして取り扱います。
12. 被保険者が、移行日前に第1項第3号の支払事由の規定の③（ア）に該当したと医師によって診断確定された場合でも、移行日以後の保険期間中に同号の支払事由の規定の③（イ）を満たすことが医師によって診断確定されたときは、移行日以後の保険期間中に同号の支払事由の規定の③（ア）および③（イ）を満たすことが医師によって診断確定されたものとみなして取り扱います。
13. 被保険者が主契約の責任開始期前にすでに発生していた傷害または疾病によって特約介護保険金の支払事由に該当した場合でも、その傷害または疾病について、主契約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって特約介護保険金の支払事由に該当したものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その傷害または疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚している場合を除きます。
14. 公的介護保険制度の改正が行われ、特約介護保険金の支払事由に影響を及ぼすときは、会社は主務官庁の認可を得て、将来に向かって特約介護保険金の支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

（特約保険金の請求・支払の時期および場所）

第6条 特約保険金の支払事由が生じたときは、契約者またはその特約保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2. 支払事由が生じた特約保険金の受取人は、遅滞なく第13条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、特約保険金を請求して下さい。
3. 特約保険金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。
4. 特約保険金を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金を請求した者に通知をします。
 - （1）特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - （2）特約保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約保険金の支払事由が発生した原因
 - （3）主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、主約款の重大事由の解除の規定に定める契約者等が反社会的勢力に該当すると認められること等その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められることに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の特約

締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、特約保険金を請求した者に通知をします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日
 - (2) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
 - (4) 前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日
6. 前2項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

(特約の解約)

第7条 契約者は、いつでも将来に向かって特約を解約することができます。この場合には、第13条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。移行日以後に解約した場合には、会社は、第8条（特約の払戻金の支払）の規定によって払戻金を契約者に支払い、保険契約は消滅します。

(特約の払戻金の支払)

第8条 特約の解約払戻金は、特約積立金額とし、移行日からその経過した年月数により計算します。

2. 本条の払戻金の請求、支払の時期および場所については、第6条（特約保険金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。

(特約死亡保険金額の減額)

第9条 契約者は、移行日以後、いつでも将来に向かって特約死亡保険金額の減額をすることができます。この場合には、第13条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

2. 前項の減額をした場合、特約積立金額（特約介護保険金部分の特約積立金額を含みます。）は、減額前の特約死亡保険金額に対する減額後の特約死亡保険金額と同じ割合で減額されるものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、会社は、減額後の特約死亡保険金額が会社の定める限度を下回る場合には、この取扱をしません。
4. 特約死亡保険金額を減額した場合には、減額分については特約を解約したものとして取り扱います。

(告知義務)

第10条 会社は、この特約の締結の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

(重大事由による解除)

第11条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

(契約者配当金)

第12条 この特約に対する契約者配当金はありません。

(請求手続)

第13条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 特約死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2. 特約災害死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (5) 特約災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 特約災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
3. 特約介護保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書面 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） (5) 特約介護保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 特約介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
4. 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5. 特約死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 目標額の指定割合の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7. 特約保険金の受取人によるこの特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 請求する特約保険金の受取人の戸籍謄本および印鑑証明書 (4) 支払うべき金額を支払ったことを証する書類 (5) 保険証券

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、4（移行日以後の特約の解約を除きます。）、5および6の場合には書面によって通知します。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を契約者および特約保険金の受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、契約者である団体が当該特約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下本項において「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約保険金の請求の際、次の第1号および第2号の書類も必要とします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者が特約保険金の請求内容を確認した書類（これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。）

(2) 受給者本人であることを契約者である団体が確認した書類

(特約保険金の受取人によるこの特約の存続)

- 第14条** 契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすこの特約の特約保険金の受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、前条に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約保険金の支払事由が生じ、会社がその特約保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その特約保険金の受取人に支払います。

(法人契約の特則)

- 第15条** 主契約に法人契約の特則が適用される場合には、次の取扱をします。
- (1) 免責規定の特則
- 第5条（特約保険金の支払）の「契約者」は「契約者である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数あるときは、その各人として）」と読み替えます。

(指定通貨建終身保険に付加した場合の特則)

- 第16条** 認知症・介護保険金特則が付加されている指定通貨建終身保険にこの特約を付加した場合には、第3条（円建終身保険への移行）第4項、第5条（特約保険金の支払）第1項および第5条第2項中「介護保険金特則」とあるのを「認知症・介護保険金特則」と読み替えます。

(指定通貨建特別終身保険に付加した場合の特則)

- 第17条** 指定通貨建特別終身保険にこの特約を付加した場合には、次のとおりとします。
- (1) 主契約に介護保障特則が付加されている場合には、第3条（円建終身保険への移行）第4項、第5条（特約保険金の支払）第1項および第5条第2項中「介護保険金特則」とあるのを「介護保障特則」と読み替えます。
- (2) 主契約に認知症・介護保障特則が付加されている場合には、第3条第4項、第5条第1項および第5条第2項中「介護保険金特則」とあるのを「認知症・介護保障特則」と読み替えます。
- (3) 第4条（移行日以後の取り扱い）第3号を次のとおり読み替えます。
- (3) 主約款第1条（通貨）、第3条（用語の意義）、第4条（保険金額）、第5条（死亡保険金の支払）、第11条（解約）、第12条（払戻金の支払）および第14条（基本保険金額の減額）の規定は適用しません。
- (4) 第5条第1項第3号の支払事由の規定を次のとおり読み替えます。

支払事由	被保険者が主契約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、移行日以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度（別表3）による要介護認定を受け、要介護2以上（別表4）に該当していると認定されたとき ②主契約の第2保険期間に相当する期間中に、次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (ア)「別表6」に定める器質性認知症に該当したこと (イ)「別表6」に定める器質性認知症による会社所定の状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続していること
------	---

- (5) 第5条第11項中「移行日前」とあるのを「移行日前かつ主契約の第2保険期間に相当する期間」

と読み替えます。

(6) 第5条第12項の規定は適用しません。

(主約款の規定の準用)

第18条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

「別表1」 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます。（ただし、表2中の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するものなど身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（備考1.） （W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん<嚥><吸引>（W78）、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引>（W79）、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引>（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火及び火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（備考2.3.）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（備考3.）	
・ 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（備考）

1. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
2. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
3. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

「別表2」 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 [さいきんせいせきり]	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎 [きゅうせいかいはくずいえん] <ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡 [とうそう]	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。))は、「対象となる感染症」に含めます。

「別表3」 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

「別表4」 要介護2以上

「要介護2以上」とは、平成11年4月30日 厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

「別表5」 要介護状態

「要介護状態」とは、常時寝たきり状態で、下表の(1)に該当し、かつ、下表の(2)～(5)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 (2) 衣服の着脱が自分ではできない。 (3) 入浴が自分ではできない。 (4) 食物の摂取が自分ではできない。 (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 |
|--|

「別表6」 器質性認知症および器質性認知症による会社所定の状態

1. 「器質性認知症」とは、次の(1)(2)のすべてに該当する「器質性認知症」をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

2. 前1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの(G31)中の神経系のその他の明示された変性疾患(ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。)	G31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 「器質性認知症による会社所定の状態」とは、器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

4. 前3. の「意識障害」および「見当識障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「意識障害」

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

(2) 「見当識障害」

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

①時間の見当識障害

：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

②場所の見当識障害

：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

③人物の見当識障害

：日頃接している周囲の人の認識ができない。

「別表7」 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

この特約の内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 保険契約者代理人の指定および変更指定
- 第3条 保険契約者代理人による手続き
- 第4条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第5条 特約の解約
- 第6条 特約の消滅
- 第7条 請求手続
- 第8条 主約款等の規定の準用
- 第9条 主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則（※）
- 第10条 長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則（※）
- 第11条 終身がん保険に付加した場合の特則

●本商品の主契約に適用されない条文のうち、（※）につきましては記載を省略しております。

保険契約者代理特約

この特約の内容

この特約は、保険契約者が会社の定める手続きを行うことができない会社所定の事情があるときに、保険契約者に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した保険契約者代理人が手続きを行うことを可能とするものです。

(特約の締結)

- 第1条** この特約において「保険契約者」とは、保険契約者のほか、つぎの各号に定める者を含むものとします。(以下、これらを総称して「契約者」といいます。)
- (1) 保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者がいる場合は、その者（この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
 - (2) 保険金等（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款および特約ならびに特則の約款（以下「主約款等」といいます。）に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません。以下同じ。）が据え置かれている場合のその保険金等の受取人または保険金等が分割して支払われている場合（特約の締結による場合を含みます。以下同じ。）のその受取人（この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）
 - (3) その他保険契約者に準じる者であると会社が認めた者
2. この特約は、主契約の締結の際、契約者の申出により主契約に付加して締結します。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後、契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 4. 本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券等の証書に表示します。

(保険契約者代理人の指定および変更指定)

- 第2条** この特約を付加した場合、契約者は、会社の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者（本項により指定された者を、以下「保険契約者代理人」といいます。）を指定して下さい。ただし、契約者が法人である場合は、保険契約者代理人の指定がなされなかったものとみなします。
- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 契約者の直系血族
 - (3) 契約者の兄弟姉妹
 - (4) 契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている契約者の3親等内の親族
 - (5) 第1号から第4号までに定めるほか、次の範囲内の者で、契約者のために次条第2項に定める代理対象手続きを行うべき相当な関係があると会社が認めた者
 - ① 契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている前号に定める以外の者
 - ② 契約者の財産管理を行っている者
 - ③ 保険金等の受取人または継続年金受取人
 - ④ その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、会社の同意を得て、前項に定める範囲内で、保険契約者代理人を変更指定することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 契約者が本項の変更指定を請求するときは、第7条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、保険証券等の証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗できません。

(保険契約者代理人による手続き)

- 第3条** 契約者が手続きを行うことができない次の各号のいずれかに定める事情がある場合には、前条の規定により指定または変更指定した保険契約者代理人が、第7条（請求手続）に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、契約者の代理人として手続きを

行うことができます。

(1) 手続きを行う意思表示が困難であるとき

(2) その他前号に準じる状態であるとき

2. 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理対象手続き」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 次に定める手続きとします。

①主約款等に定める契約者が行うことができる手続き

②契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことができる手続き

③会社の定める特約の付加等の申出

(2) 前号の規定にかかわらず、次に定める手続きを除きます。

①保険金等の受取人の変更または継続年金受取人の指定もしくは変更指定の請求

②契約者の変更の請求

③告知を要する手続き

④保険契約者代理人の変更指定の請求

⑤指定代理請求人の指定または変更指定の請求

⑥指定代理請求人が代理することができる手続き

3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が前項の手続き時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、保険契約者代理人は前項の代理対象手続きを行うことができません。

4. 契約者が第1項各号に定める手続きを行うことができない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には契約者と生計を一にする3親等内の親族）が、第7条に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、契約者の代理人として代理対象手続きを行うことができます。

(1) 第8項第3号に該当したことにより保険契約者代理人が代理対象手続きを行うことができないとき

(2) 保険契約者代理人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外であるとき

(3) 保険契約者代理人が指定されていないとき

5. 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合、会社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。

6. 第1項の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、契約者に対してその効力を生じます。

7. 第1項および第4項の規定により、会社が保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行った契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその支払金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

8. 本条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合には、その時における保険契約者代理人は代理対象手続きを行うことができません。

(1) 保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせたとき

(2) 保険契約者代理人が故意に契約者を第1項に定める代理対象手続きを行うことができない状態に該当させたとき

(3) 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき

(4) 保険契約者代理人が第5項の規定により会社が求めた事項を行うことができなかったとき

9. 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合で、代理対象手続きにかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者代理人または第4項に定める契約者の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

第4条 この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約もしくは特則の告知義務

違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款等における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、保険契約者代理人または前条第4項に定める契約者の代理人に通知します。

(特約の解約)

第5条 契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第7条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

(特約の消滅)

第6条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 契約者が死亡したとき
- (2) 契約者が変更されたとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (4) 契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金の支払開始日が到来したとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険金等が据え置かれている場合で、その保険金等の受取人と元保険契約の契約者が同一人のときは、この特約は消滅しないものとします。
 - (2) 保険金等または解約払戻金が分割して支払われている場合（特約の締結による場合を含みます。）で、その受取人と元保険契約の契約者が同一人のときは、この特約は消滅せず、特約の締結による場合は、この特約はその締結された特約にも適用されるものとします。

(請求手続)

第7条 この特約にもとづく請求等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 保険契約者代理人による手続	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 (4) 保険契約者代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券等の証書
2. 第3条第4項に定める代理人による請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 契約者および代理人の戸籍謄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 契約者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券等の証書
3. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券等の証書
4. 保険契約者代理人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券等の証書

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、3または4の場合には保険証券等の証書に表示します。

(主約款等の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款等の規定を準用します。

(主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則)

第9条 (記載省略)

(長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則)

第10条 (記載省略)

(終身がん保険に付加した場合の特則)

第11条 この特約を終身がん保険に付加した場合には、第1条(特約の締結)第3項中、「責任開始日」とあるのを「保険期間の始期」と、「復活の際の責任開始の時」とあるのを「復活日」と読み替えます。

この特約の内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第6条 特約の解約
- 第7条 主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱
- 第8条 請求手続
- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則（※）
- 第11条 長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則（※）
- 第12条 愛の子供保険等に付加した場合の特則（※）
- 第13条 終身がん保険に付加した場合の特則

●本商品の主契約に適用されない条文のうち、（※）につきましては記載を省略しております。

指定代理請求特約

この特約の内容

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が保険金等を請求することを可能とするものです。

(特約の締結)

- 第1条** この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者の同意を得て、主契約の保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後、主契約の被保険者の同意を得て主契約の保険契約者（年金保険の場合、年金支払開始後は主契約の年金受取人。以下「契約者」といいます。）から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 - 本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券等の証書に表示します。

(特約の対象となる保険金等)

- 第2条** この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加されている特約の保険金等のうち、次の各号に定めるとおりとします。
- 主契約の被保険者が受け取ることとなる保険金等（主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の契約者が受け取ることとなる保険金等、および主契約の被保険者が受取人に指定されている保険金等を含みます。）
 - 主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

(指定代理請求人の指定および変更指定)

- 第3条** この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下同じ。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。
- 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - 主契約の被保険者の直系血族
 - 主契約の被保険者の兄弟姉妹
 - 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - 第1号から第4号までに定めるほか、次の範囲内の者で、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めたる者
 - 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている前号に定める以外の者
 - 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - 死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、給付の名称の如何を問いません。）の受取人または継続年金受取人
 - その他前記①から③までに定める者と同等の関係にある者
- 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - 契約者が本項の変更指定を請求するときは、第8条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
 - 本項の変更は、保険証券等の証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗できません。

(指定代理請求人等による保険金等の請求)

第4条 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号のいずれかに定める事情がある場合には、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、第8条（請求手続）に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であるとき
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていないとき
 - (3) その他、前2号に準じる状態であるとき
2. 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
3. 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする3親等内の親族）が、第8条に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡しているとき
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外であるとき
 - (3) 指定代理請求人が指定されていないとき
4. 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
6. 保険金等の支払にかかる必要な事項の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

第5条 この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

(特約の解約)

第6条 契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第8条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

(主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱)

第7条 この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約に定めるところにより取り扱います。

(請求手続)

第8条 この特約にもとづく保険金等の請求等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 保険金等の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券等の証書
2. 第4条第3項に定める代理人による請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍謄本 (4) 代理人の住民票と印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券等の証書
3. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券等の証書
4. 指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券等の証書

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、3または4の場合には保険証券等の証書に表示します。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則)

第10条 (記載省略)

(長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則)

第11条 (記載省略)

(愛の子供保険等に付加した場合の特則)

第12条 (記載省略)

(終身がん保険に付加した場合の特則)

第13条 この特約を終身がん保険に付加した場合には、第1条(特約の締結)第2項中、「責任開始日」とあるのを「保険期間の始期」と、「復活の際の責任開始の時」とあるのを「復活日」と読み替えます。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

(特約の締結)

第1条 この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約（以下「契約」といいます。）の申込手続を行う場合に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、主たる契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(特約の適用)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 契約者は、契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。
- (3) 第1号または前号による場合、主契約の普通保険約款の規定中、次に掲げる規定があるときは、下表のとおり読み替えます。

	読替前	読替後
告知義務に関する規定	所定の書面で質問した	この特約に定める情報端末に表示された所定の画面で質問した
	その書面により告知して下さい。	その情報端末に表示された所定の画面に必要な事項を入力することにより告知して下さい。
年齢または性別の誤りの処理に関する規定	契約申込書に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された
法人契約の特則中の告知義務の特則に関する規定	(契約) 申込書にその法人の代表者として記名・押印した者	この特約に定める情報端末の契約の申込画面にその法人の代表者として表示された者
特別勘定の指定に関する規定	保険契約申込書（以下「契約申込書」といいます。）に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

ニッセイ・ウェルス生命からのお願い

- ◆ご照会に対しては、より早く正確に回答申し上げたく存じますので、必ずご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、契約年月日をお忘れなくご連絡ください。
- ◆保険証券はあらゆるお手続きに欠かせないものです。大切に保管してください。
- ◆ご契約についてのお問い合わせやご相談は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

説明事項 ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

- 生命保険募集人について
- 生命保険契約者保護機構について
- ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について
- ご契約の責任開始期について
- 外国通貨のお取扱いに必要となる費用について
- 為替リスクについて
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と払戻金について

上記の項目等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、ご契約締結後は後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お問い合わせについて



ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

諸利率のご案内

最新の諸利率につきましては、ニッセイ・ウェルス生命ホームページにてご覧いただけます。



ニッセイ・ウェルス生命 ホームページ

www.nw-life.co.jp

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1